



スチュワードシップ活動報告書 (2022年)

[対象期間：2021/7～2022/6]

< 目 次 >

第1章	はじめに	1
	(1) 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れについて	1
	(2) コーポレートガバナンス・コード策定を受けて	2
第2章	当社のスチュワードシップ活動の枠組み	3
	(1) 当社の資産運用の考え方	3
	(2) 当社のESG投融資の考え方	6
	(3) 当社のスチュワードシップ活動の考え方	8
	(4) 当社のスチュワードシップ活動の体制	11
	(I) 全体像	11
	(II) スチュワードシップ諮問委員会について	13
	(5) スチュワードシップ活動の各プロセス	16
	(I) 対話のプロセス	16
	(II) 対話のテーマ	18
	(III) 対話のアプローチと議決権行使や投資判断への反映	22
	(IV) 議決権行使プロセス	23
第3章	スチュワードシップ活動の取組結果	25
	(1) 日本版スチュワードシップ・コード制定後8年間の当社の取組み	25
	(2) 2021年の活動結果(2021年7月~2022年6月)	26
	(I) 対話の実施状況	26
	(II) 議決権行使に係る重要な論点がある企業の期末時点の状況	27
	(III) E(環境)・S(社会)をテーマとする対話の取組み状況	29
第4章	スチュワードシップ活動の取組方針(2022年7月~2023年6月)	31
	(1) 全体像	31
	(2) 議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話【収益性(低ROE)】	32
	(3) E(環境)・S(社会)をテーマとする対話(気候変動)	33
	(4) E(環境)・S(社会)をテーマとする対話(人的資本)	35
	(5) E(環境)・S(社会)をテーマとする対話(サプライチェーン管理)	36
第5章	議決権行使結果(2021年7月~2022年6月)	37
第6章	日本版スチュワードシップ・コードの諸原則への取組と自己評価	38

【資料①】対話及び議決権行使の事例集

【資料②】議決権行使精査要領

スチュワードシップ活動報告書の作成にあたって

日本生命保険相互会社（以下、当社）は、生命保険事業の公共性や負債特性等に鑑み、投資先企業の企業価値向上の果実を中長期にわたる安定的な株主還元や株価上昇、社債の安定的な元利償還という形で享受することを運用の基本方針とし、長期投資を行う機関投資家として、環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて投資先企業の中長期的な企業価値向上に繋げるとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを目指しております。

このような取組に際しては、日本の特性や現状も踏まえ、企業との相互信頼にもとづくWin-Winの関係を構築することで、ともに成長していくことが重要であると考えており、対話に重点を置いたスチュワードシップ活動を実施しております。

これまで日本版スチュワードシップ・コード制定後8年間にわたり、体制を強化しつつ対話と情報開示の量・質を向上し、株主還元や収益性、G（ガバナンス）など議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話に加え、近年企業・投資家ともに意識が高まっているE（環境）・S（社会）のテーマについてもより一層対話活動のウエイトを高めてまいります。

また、議決権行使の賛否判断を行う際にも、画一的に判断するのではなく、対話を通じて把握した個別企業の状況や改善に向けた取組状況等を踏まえ、きめ細かく判断することとしております。

こうした当社のスチュワードシップ活動をステークホルダーのみならずみなさまに正しくご理解いただくためには、単に議決権行使の結果のみを掲載するのではなく、基本的な考え方、対話活動や判断の過程と合わせて結果を示していくことが重要だと考えております。よって、スチュワードシップ活動報告書（以下、本報告書）では、当社のスチュワードシップ活動についての基本的な考え方を総論としてお示するとともに、各論として対話における論点ごとの進捗状況や議決権行使結果の集計表に対応する形で、事例の紹介を行う構成としております。

具体的には、対話活動の取組状況として、議決権行使に係る重要な論点がある企業384社（論点ベースで418件）に対する、論点ごとの進捗状況と進捗状況別の各事例及び環境・社会に係る対話事例を掲載しております。この開示により、個別企業における固有の状況を踏まえ、中長期的視点に立って改善をサポートするという当社の対話スタンスにつきご理解いただけるものと考えております。

また、議決権行使の事例について、主な議案の種類ごとに、賛成・反対の双方の事例につき、その判断の経緯と結果を対比する形で示しており、「議決権行使精査要領」と合わせてお読みいただくことにより、当社の議決権行使の判断に対する予測可能性が高まるものと考えております。

なお、別冊のサマリー版は、本報告書の要点をまとめたものとなっております。上述のとおり、【資料①】対話及び議決権行使の事例集と合わせてご覧いただければ幸いです。

今後とも、「対話を通じて企業の発展に寄与・貢献する」という考え方にもとづき、スチュワードシップ活動を推進してまいります。

2022年9月

日本生命保険相互会社

お伝えしたいポイント

投資先企業との信頼関係、Win-Winの関係を維持するべく、対話に重点を置いたステュワードシップ活動を実施。日本版ステュワードシップ・コード制定後8年間にわたり、体制を強化しつつ対話と情報開示の量・質を向上し、株主還元・収益性・G（ガバナンス）など議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話に加え、近年企業・投資家ともに意識が高まっているE（環境）・S（社会）のテーマについてもより一層対話活動のウエイトを高める方針。

複数年対話を継続し、議決権行使に係る重要な論点を解消※

- 2017年*₁に議決権行使に係る重要な論点があった先と複数年対話を継続し、**5年累計で約7割***₂が議決権行使に係る重要な論点を解消。

—うち**株主還元やガバナンスは7割超、収益性（低ROE）は5割**が論点解消。

今期は、特に**収益性（低ROE）の論点**に関する対話を強化。

*1 2017年は2017年7月～2018年6月の期間。*2 前年は4年累計で約6割が議決権行使に係る重要な論点を解消。

※議決権行使精査要領に抵触しなくなることを「議決権行使に係る重要な論点を解消」と記載しています。

E（環境）・S（社会）テーマの対話を強化し、投資先のサステナビリティについての取組みを後押し

- E（環境）：**本社ポートフォリオの温室効果ガス排出量の8割を占める排出量上位先等74社**と気候変動を主要テーマとする対話を行い、情報開示充実*₃を要望。結果として同74社**全社が対応済み**。

今期は、**排出量上位先等には「2050年ネットゼロに向けたロードマップの策定・開示」**を新たに要望。

- S（社会）：予め当社で整理した業種毎に重視するテーマや世の中の動向等も踏まえ、対話を実施。

今期は、特に**人的資本とサプライチェーン管理**に関する対話を強化。

*3 TCFD提言が推奨する開示項目のうち、主要項目である、①リスクと機会、②削減の方向性、の2点の情報開示を要望。

第1章 はじめに

(1) 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れについて

2014年2月26日、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》が策定・公表され、日本生命保険相互会社（以下、当社）は、責任ある機関投資家として、コードを受け入れる旨を、2014年5月26日に表明いたしました。

以降、コードの改訂を踏まえた公表項目の更新等を順次実施してまいりましたが、2020年3月24日に再改訂版スチュワードシップ・コード¹（以下、当コード）が公表されたことを受け、「スチュワードシップ活動の基本的な考え方²」を改正したほか、再改訂の趣旨を踏まえ、当コードの適用資産を国内株式だけではなく国内社債にも拡大する等の対応を実施しております³。

当コードでは、機関投資家が投資先企業とサステナビリティの考慮等に基づく建設的な対話に取り組むことで、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促し顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任として「スチュワードシップ責任」という概念が定義され、機関投資家が当該責任を果たすにあたり、有用と考えられる諸原則が定められています。

当社では、生命保険事業の公共性や負債特性等に鑑み、投資先企業の企業価値向上の果実を、中長期にわたる安定的な株主還元や株価の上昇、社債の安定的な元利償還といった形で享受することを投資の基本的な考え方とし、長期投資を行う機関投資家として、投資先企業との環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて中長期的な企業価値向上に繋げるとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを重視しております。

当コードが掲げている、建設的な対話などを通じて、企業価値の向上や持続的成長を促すという考え方の根幹は、当社のこうした考え方やスタンスに合致するものであり、その理念に賛同しております。

なお、機関投資家にも様々な形態が存在し、運用成果が顧客に直接帰属するか否かといった運用資産の性格の違いや、リターンを求める期間の違い等もあることから、機関投資家ごとに

¹ 当コードの内容については、以下URLをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20200324/01.pdf>

² スチュワードシップ活動の基本的な考え方については、P8をご参照ください。

³ 国内社債の運用機能については、グループの資産運用態勢高度化を目的として、2021年3月より、資産運用子会社であるニッセイアセットマネジメントへ移管しております。

投資先企業とのエンゲージメントの時間軸や方向性、ひいては、スチュワードシップ活動そのものへのスタンスも区々であると考えられます。当社では、当コードが掲げている考え方を踏まえ、当社の運用スタンスに合致した、企業との対話を重視するスチュワードシップ活動を行い、PDCAを継続的に実施していくことで当社のスチュワードシップ活動を一層充実させ、より効果的なものにするべく努めてまいります。

(2) コーポレートガバナンス・コード策定を受けて

2015年6月1日、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために～⁴⁾」（以下、コーポレートガバナンス・コード）が策定され、2021年6月11日には、取締役会の機能発揮やサステナビリティを巡る課題への取組み等について、内容が再改訂されました。

当社では、コーポレートガバナンス・コードが、実効的なコーポレートガバナンス態勢の構築に向けた個々企業の取組を促すのみならず、日本版スチュワードシップ・コードと対をなして、投資家と企業の建設的な対話を活性化させる原動力となると考えており、その理念に賛同しております。コーポレートガバナンス・コードに記載されている項目について、企業が積極的に取組んでいくことを、当社も前向きに捉えております。

一方で、望ましいコーポレートガバナンスの在り方は個々企業によって区々であると考えられます。また、日本版スチュワードシップ・コード同様、コーポレートガバナンス・コードにおいても、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が採用されていることを、当社も尊重しております。

したがって、当社では、投資先企業に対しコーポレートガバナンスについて画一的な対応を求めるのではなく、対話を通じて企業のスタンスや考え方の把握に努めるとともに、課題意識の表明を含めた建設的な意見交換を重ねることで、企業の自律的な対応を促し、中長期的な企業価値向上に向けた企業の取組をサポートしてまいりたいと考えております。

⁴⁾ コーポレートガバナンス・コードの内容については、以下URLをご参照ください。
<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000005ln9r-att/nlsgeu000005lne9.pdf>

第2章 当社のステewardシップ活動の枠組み

(1) 当社の資産運用の考え方

当社は、生命保険契約というご契約者との長いお約束を守り、保障責任を全うするとともに、より多くの配当を長期・安定的にお支払することを使命とし、資産運用に取り組んでおります。

具体的には、ご契約者にお約束した利回りの安定的な確保のため、円金利資産である公社債等の運用を軸としつつ、厳格なリスク管理と経営の健全性確保を前提に、株式をはじめとしたリスク性資産への投資を行っております。

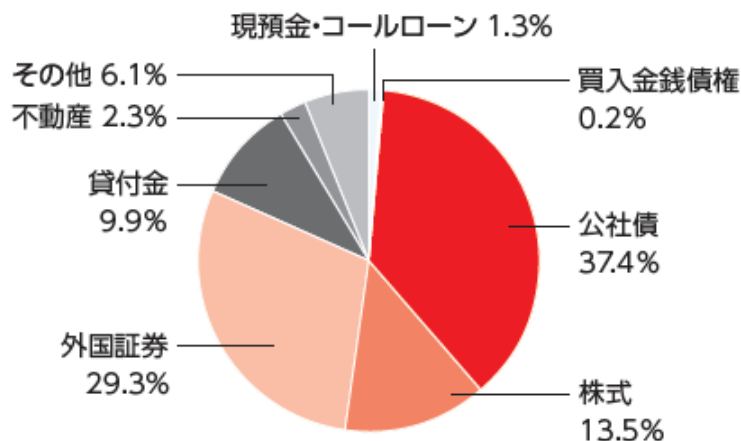
また、バランスの取れた分散型ポートフォリオの構築や、中長期的に相場循環を捉えた売買を通じて、安定的な収益力の向上に努めています。

こうした資産は、ご契約者からお預かりした保険料の集積であることから、投資にあたっては、安全性・収益性・流動性に加え、公共性を勘案しております。

【当社の資産運用の基本的な考え方】

- ①ご契約者に対する経済的保障責任を全うすることを第一義として資産の運用を行う
- ②一貫した運用戦略の遂行を通じて運用収益の長期・安定的な拡大を図る
- ③生命保険事業の使命や公共性をふまえ、ご契約者に納得いただける運用を実践する

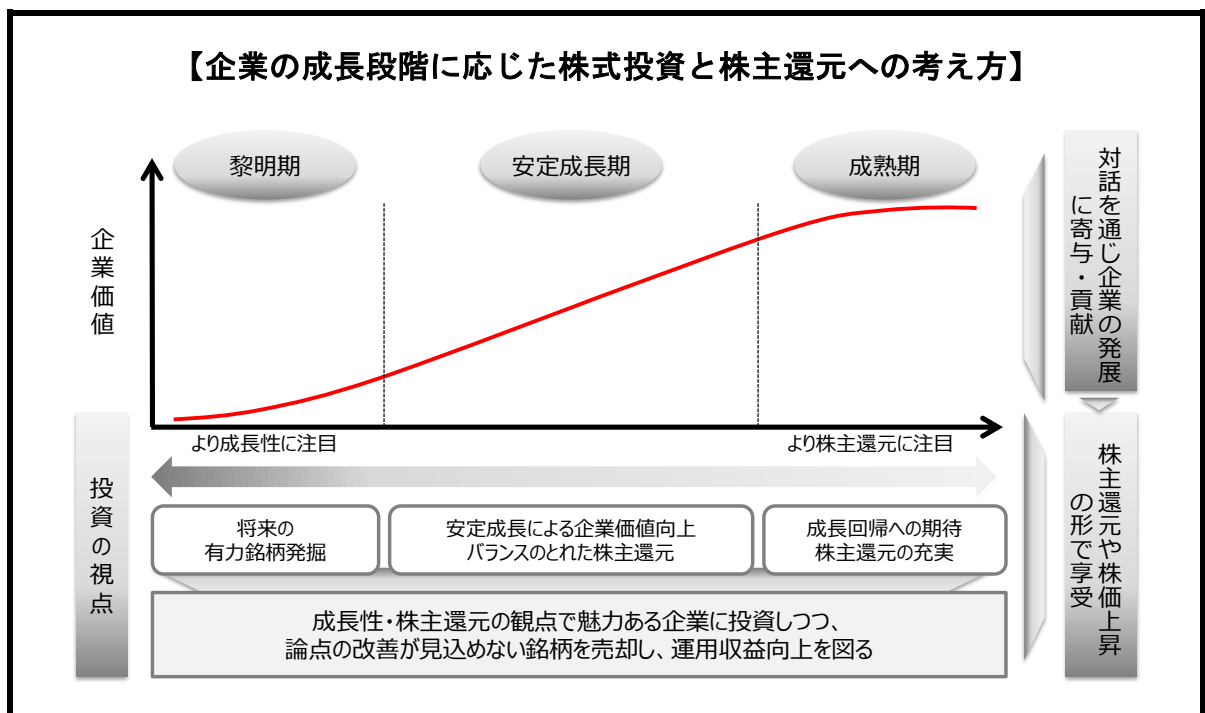
【当社の一般勘定資産の構成（2021年度末：75兆3,599億円）】



＜当社の株式投資の考え方＞

株式投資におきましても、生命保険事業の特性等に鑑み、リスク・リターン等を考慮しつつ、持続的な成長が期待できる企業や、株主への利益還元に向きに取り組んでいる企業等に、長期保有を前提とした投資を行い中長期的視点での建設的な対話取組を実施しながら、投資先企業の企業価値向上の果実を、中長期にわたる安定的な株主還元や株価の上昇といった形で享受することを、投資の基本的な考え方としております。

こうした考え方にもとづき、投資先企業の選択にあたっては、企業の成長段階を見極めながら、今後の成長性と業績に裏付けられた株主還元等を定量的・定性的に分析して投資を実施しております。



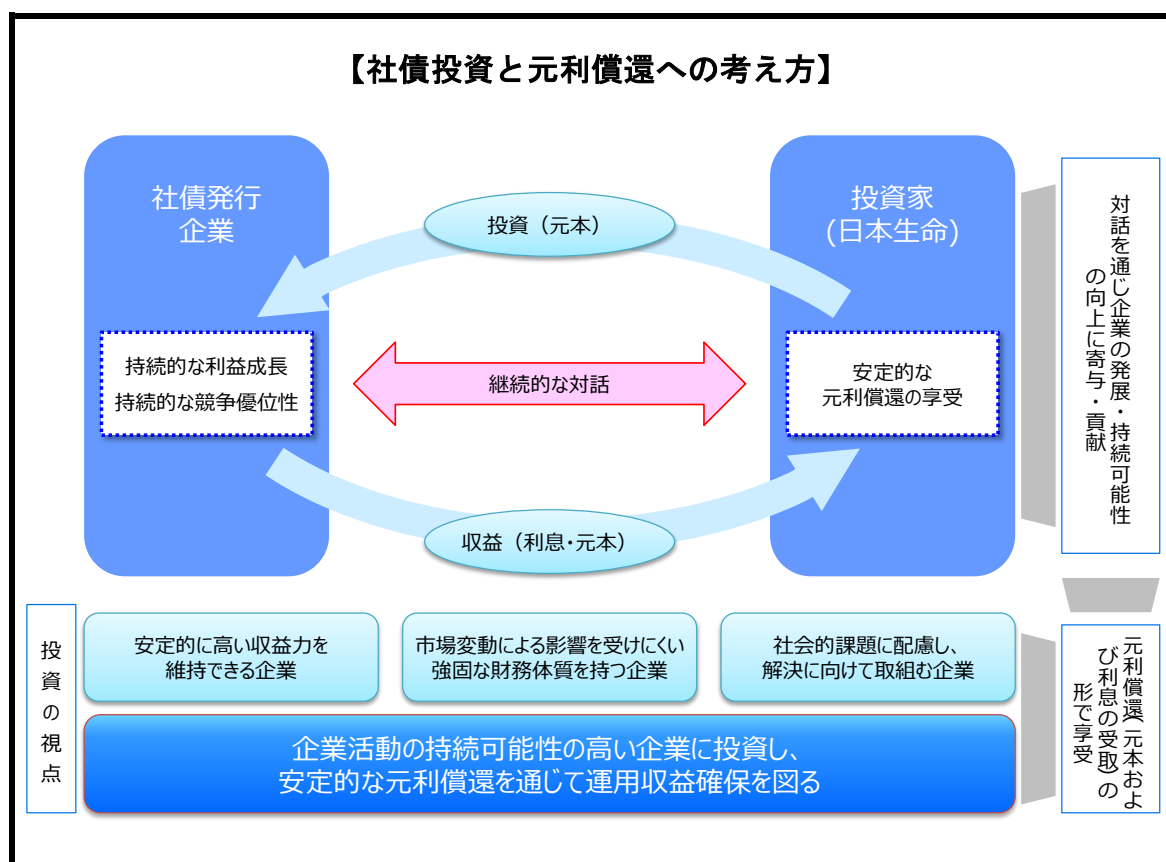
当社では、スチュワードシップ活動の中でも建設的な対話を重視しており、対話を通じて投資先企業と様々な論点の共有化を図り、解決に向けて共に取り組むことで企業価値向上の実現を目指しております。投資先企業との良い緊張感のある関係を保ちながら、当社と投資先企業がともに成長していく、共存共栄の関係を築くことを目指しております。

また、日本経済への長期資金の供給者として、持続可能な社会の実現や、日本経済・企業の発展といった社会公共性に資する投資を行う観点から、銘柄選択にあたっては、日本のインフラを支える産業をはじめとして幅広い産業・企業に投資を行い、地域経済を支える地方企業にも積極的に投資を行っております。

＜当社の社債投資の考え方＞

社債投資におきましても、生命保険事業の特性等に鑑み、リスク・リターン等を考慮しつつ、企業活動の持続可能性が高い企業等に、長期保有を前提とした投資を行い、中長期的視点での建設的な対話取組を実施しながら、投資先企業の企業価値向上の果実を、安定的な元利償還といった形で享受することを、投資の基本的な考え方としております。

こうした考え方にもとづき、投資先企業の選択にあたっては、企業の持続可能性を見極めながら、今後の成長性と業績に裏付けられた元利償還等を定量的・定性的に分析して投資を実施しております。



(2) 当社のESG投融資の考え方

創業以来、当社は、「共存共栄」「相互扶助」という生命保険事業の基本精神に基づき、ご契約者の利益を最優先に考え、長期的な視点で堅実な経営に努めてきました。資産運用においては、生命保険事業特有の資産の長期性を活かし、公共性にも資する投融資を実施してきました。投融資先の持続的成長を支えるESG投融資は、当社が重視する収益性・安全性・公共性のバランスに配慮した中長期の投融資方針と、基本的に同根をなすと考えています。

ESG投融資は公共性だけではなく、中長期的な運用収益の向上にも寄与するものです。具体的には、投融資判断において環境や社会の要素を考慮することで、全ての企業の持続的成長の基盤となっている地球環境・社会の持続可能性が高まることが挙げられます。また、投融資先企業の取組みを後押しすることで、環境や社会の課題解決を目指し、社会需要を捉えた収益機会を捕捉することで、企業価値を高めていくことができます。

このように、ESG投融資は持続可能な社会の実現と投融資先の企業価値向上の両立に寄与するものであり、その結果としての運用収益の向上が、保険金・給付金等の確実なお支払いやご契約者配当の安定的なお支払いといった、ご契約者の利益の拡大につながります。

こうしたESG投融資の意義を踏まえ、当社は、2017年3月に国連責任投資原則に署名するとともに、「ESG投融資の取組方針⁵」を策定し、取組みを一層強化しております。また、2021年度に開始した新中期経営計画では、「サステナビリティ経営」を事業運営の根幹のひとつとして掲げ、安心・安全で持続可能な社会の実現に向け、社会課題解決に資する取組みを推進していく方針としており、ESG投融資をその重要な取組みとして位置づけております。⁶

当社のESG投融資における取組みの特徴は3点です。まず、短期的・画一的なスタンスではなく、中長期の視点にたち、国・業種・企業毎にゴール、プロセス等の多様性を尊重します。次に、ESG取組みを外形的に評価するのではなく、社会課題の解決と企業価値向上の両立に資する企業の取組みを評価します。最後に、取組みの軸となるのは、投資先との対話とインテグレーション（投融資判断へのESGの組み込み）であり、これらを両輪として企業のESG取組みを後押しし、企業とともに社会課題の解決を図ります。

重要性が高まる気候変動への対応については、各種社会課題の中でも特に重要な課題と捉えております。温室効果ガスを多く排出する企業は、気候変動への対応コストが大きく、将来的に株式や社債等の資産価値が低下するリスクがあることから、2021年度には資産運用ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量の2050年度ネットゼロに向けて2030年度の間目標⁷を設定し、気候変動対応を強化しています。

引き続き、持続可能な社会の実現への貢献とご契約者利益の一層の拡大を目指し、ESG投融資に取り組んでまいります。

⁵ 取組みを強化する観点から、2021年3月に改訂いたしました。

⁶ ESG投融資に関する当社の取組みを、ステークホルダーの皆様により詳細にお伝えするため、2021年10月に「ESG Report 2021」を発行。

https://www.nissay.co.jp/kaisha/otsutaeshitai/shisan_unyou/esg/esg_report2021.pdf

⁷ 対象資産は、内外上場株式・内外社債・不動産。

【当社のESG投融資の取組方針】

当社は、生命保険会社としての社会的責務を踏まえ、すべての資産において、資産特性・地域特性に応じ、中長期的な視点から環境・社会・ガバナンスの観点から考慮した資産運用を行います。そのような資産運用を行うことで、環境や地域・社会と共生し、世界経済・企業と持続可能な成長を共有するとともに、長期安定的な運用収益の確保に努めてまいります。

1. すべての資産における運用プロセスでESGの観点も考慮し、持続可能な社会の実現への貢献と長期安定的な運用収益の確保の両立に努めてまいります。
また、ESGをテーマとする債券投資や融資等においては、資金使途が環境・社会課題の解決に資するかといった観点を確認するほか、環境・社会に配慮した不動産投資にも取り組んでまいります。
2. 投資先企業との建設的な対話において、ESGをテーマとする対話を行うとともに、適切なスチュワードシップ活動を実施し、投資先企業の持続可能な成長を後押ししてまいります。
3. 投資先企業との対話において、財務情報だけではなく、ESGの観点も含む非財務情報の開示充実を求めるとともに、適切な情報開示の在り方についても調査、研究してまいります。
4. グループ会社とのESG投融資ノウハウの共有や、署名企業や業界団体等との情報交換、先進事例の研究等を通じ、ESG投融資における運用プロセスの共有や改良に努めます。
5. ESG投融資実施状況の公表や、ESGに関する国際的な会議等への参加を通じた意見発信等、ESG投融資に関する活動内容について積極的な発信を行い、ESG投融資市場の活性化に貢献します。

(3) 当社のスチュワードシップ活動の考え方

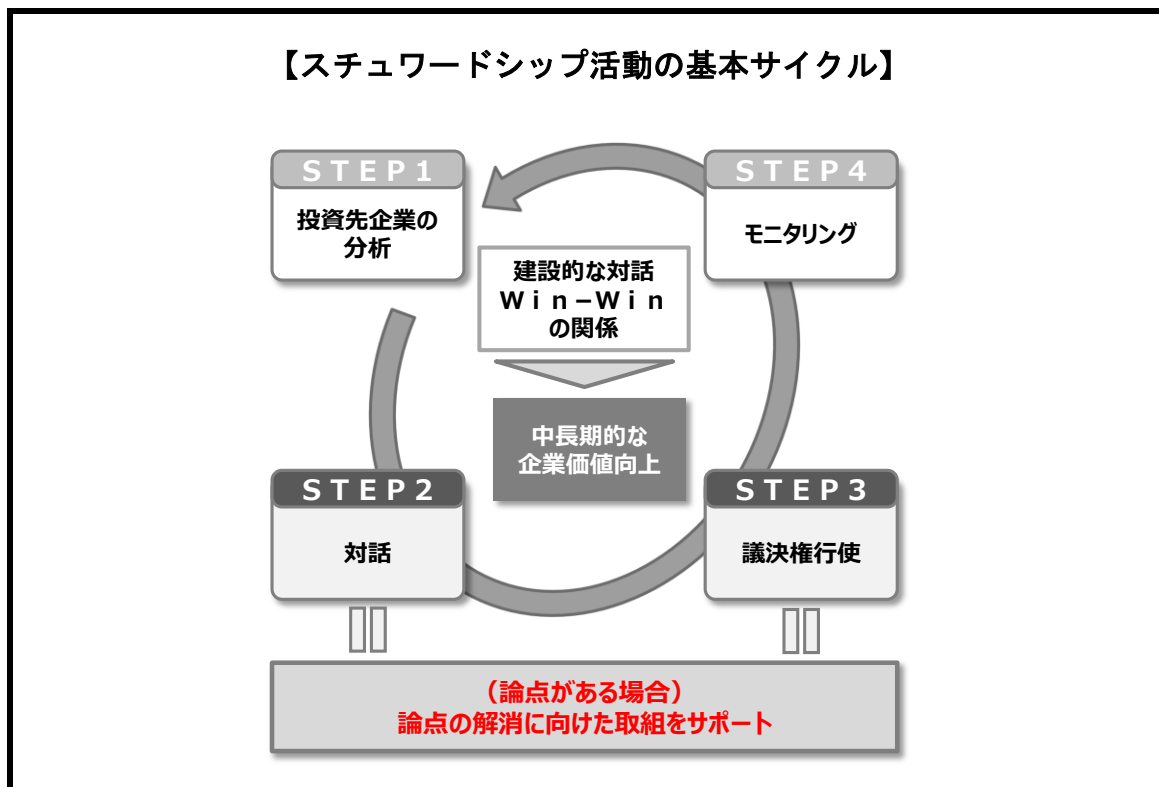
当社は、スチュワードシップ活動において、長期投資を行う機関投資家として、投資先企業との環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて企業の発展に寄与・貢献し、企業価値向上の果実を享受するとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを目指しております。このような取組みに際しては、日本の特性や現状も踏まえ、企業との相互信頼にもとづくWin-Winの関係を構築することで、ともに成長していくことが重要であると考えております。

スチュワードシップ活動をより充実させていく観点からPDCAを継続的に実施し、人材育成にも取り組むことで、スチュワードシップ活動の充実に努めております。

スチュワードシップ活動の基本的な考え方

1. 投資先企業と環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話に取り組むことで、中長期的な企業価値向上を促し、その果実を株主還元や株価上昇、社債の安定的な元利償還といった形で享受して運用収益の拡大に繋げるとともに、「安心・安全で持続可能な社会」の実現を目指します。
2. 対話内容をPDCAの観点から継続的に振り返りつつ、企業の取組の変化を確認し、必要に応じ追加の働きかけを行うことで、対話の実効性を高めます。
3. 投資先企業との継続的な対話を通じて、当社の考え方や課題意識を伝えるとともに、議決権行使においては、画一的に賛否を判断するのではなく、個別企業の状況を十分に検討したうえで、賛否を判断します。
4. 対話を通じても投資先企業の取組みに改善が期待できない場合、議決権行使における反対や、株式及び社債の売却等を検討します。
5. 投資先企業やその事業環境等に関する深い理解にもとづく、日本の特性や現状も踏まえた建設的な対話を通じ、投資先企業の持続的な成長に資するよう、高度な知見と専門性を持つ人材の育成に努めます。

こうした考え方を実現するために、当社では、次に記載する【STEP 1】から【STEP 4】までの基本サイクルに沿って、スチュワードシップ活動を実践しており、投資先企業との建設的な対話に取組み、対話を通じて企業の発展に寄与・貢献してまいります。



【STEP 1】

株式投資に係る豊富な実務経験や高度な専門知識を備えたアナリストやポートフォリオ・マネージャーが、企業の業績や財務状況、業界動向等につき情報収集を行い、投資先企業を分析して対話の論点を特定します。

【STEP 2】

投資先企業との環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて、投資先企業について理解を深めるとともに、目指すべき方向性についての認識を共有します。当社が議決権行使に係る重要な論点があると考え、投資先企業に対しては、対話のなかで認識のすり合わせを行い、議決権行使に係る重要な論点と目指すべき方向性を共有し、解決に向けた取組方針等を議論します。

投資先企業との対話は、例えば決算発表後のミーティングやIRミーティングなどを通じて行っております。この際、経営戦略や株主還元、収益性など様々なテーマについてヒアリングを行い、企業の状況を把握するとともに、企業の目指す方向性を確認しております。

STEP 3

全ての保有株式の議決権を行使いたします。その際、当社議決権行使精査要領に沿って議決権行使に係る重要な論点を抽出したうえで、それら重要な論点がある企業に対しては、画一的に賛否を判断するのではなく、論点の解消に向けたこれまでの取組状況や、今後の方向性を十分に評価したうえで、賛否を判断いたします。

STEP 4

対話や議決権行使を経て、投資先企業と共有した目指すべき方向性に沿って経営が行われているかといった視点から、決算内容の確認や各種モニタリングを行い、投資先企業の企業価値向上プロセスを確認します。

当社では、こうした一連の基本サイクルを繰り返すことで、中長期的に企業価値が向上し、投資先企業とのWin-Winの関係が構築されると考えております。なお、この過程において、対話を通じて改善を促しても企業の取組みに変化が見られない場合や、議決権行使において議案に反対とした場合については、状況に応じて株式の売却も検討してまいります。

(4) 当社のスチュワードシップ活動の体制

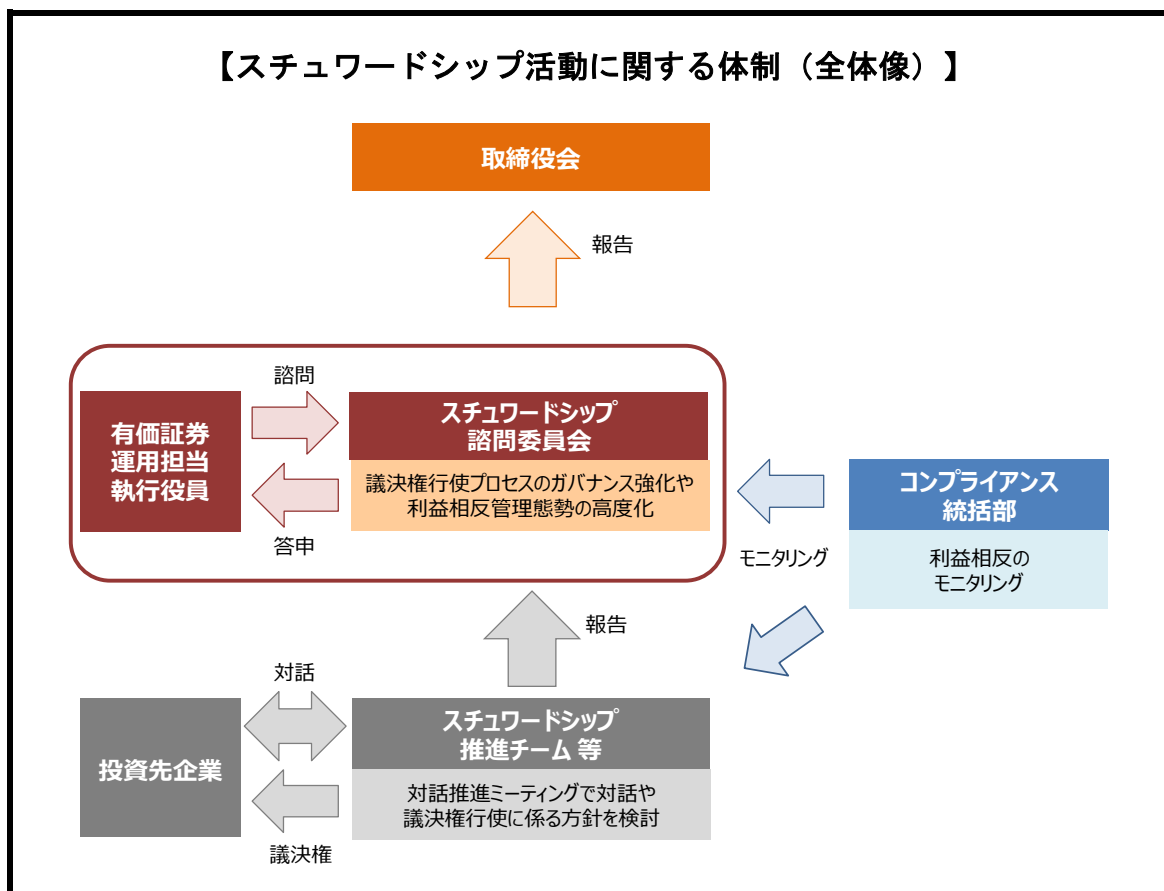
(I) 全体像

当社のスチュワードシップ活動は、株式部内に設置したスチュワードシップ推進チームが中心となり投資先企業との対話を実施しております。

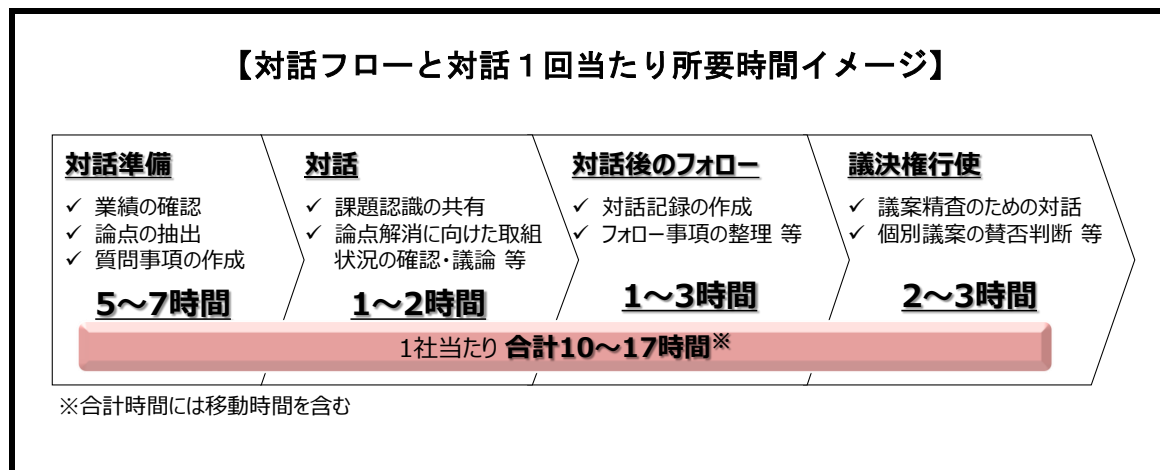
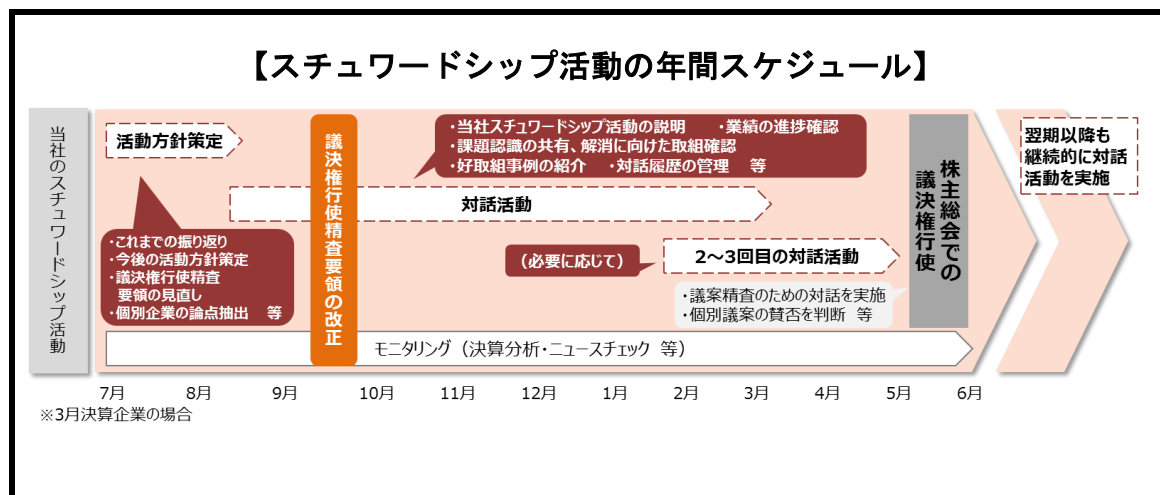
具体的には、スチュワードシップ専管人材を含む12名が在籍するスチュワードシップ推進チーム、5名が在籍する議決権行使チームなど合計18名がスチュワードシップ活動に従事しており、対話や議決権行使に係る方針の検討にあたっては、アナリスト等も参加する対話推進ミーティングを開催しております。社債においても、クレジット投資部内の担当チーム5名を中心に、国内株式の対話の視点もふまえながらスチュワードシップ活動を行っております。

また、議決権行使プロセスのガバナンス強化やスチュワードシップ活動全体に対する助言等を目的に、社外委員を過半とする「スチュワードシップ諮問委員会」を設置しており、議決権行使の賛否判断について利益相反の観点から事前の審議・答申を経ることにより、利益相反管理態勢の高度化を図っております。

なお、スチュワードシップ諮問委員会の開催結果については、取締役会に報告しております。



当社では投資先企業の企業価値向上に向けて、下図に示す年間スケジュールに沿って多くの時間と人的資源を投入してスチュワードシップ活動に取り組んでおります。今後も、対話の新たな視点等を随時採り入れながらP D C Aを継続的に実施して建設的な対話の実効性を高めつつ、人材育成にも取り組むことで、スチュワードシップ活動の一層の充実に努めてまいります。



※議決権行使に係る重要な論点がある場合のイメージ

なお、対話については対面だけでなくオンラインを活用した方法も採用しております。

（Ⅱ）スチュワードシップ諮問委員会について

前述のとおり、議決権行使プロセスのガバナンス強化やスチュワードシップ活動全体に対する助言等を目的として、社外委員を過半とする「スチュワードシップ諮問委員会」を2017年5月に設置しております。

当社の議決権行使においては、利益相反管理の観点から、当社と保険取引が多い企業や代理店としての保険取扱高が多い企業等の議案を重要議案と定め、そのうち議決権行使精査要領に抵触した議案について、当委員会で事前に審議を行っております（重要議案の付議基準の詳細は以下の表をご確認ください）。

また、当委員会は、当該分野に精通する社外委員から当社のスチュワードシップ活動全体にわたる幅広い助言を得ることを特徴としております。

＜スチュワードシップ諮問委員会の概要＞

目的	1. 議決権行使プロセスのガバナンス強化 2. スチュワードシップ活動全体に対する助言・意見収集
位置づけ	有価証券運用担当執行役員の諮問機関
構成	社外委員過半の構成とし、委員長は社外委員の中から委員の互選により選定 社外委員：社外取締役 1名、社外有識者 3名 社内委員：コンプライアンス担当執行役員 スチュワードシップ活動担当部の部長 2名
諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権行使のうち重要議案の賛否案（事前審議） ・ 議決権行使精査要領の改正方針案 ・ スチュワードシップ活動方針案 ・ スチュワードシップ活動結果（報告） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>重要議案の付議基準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険取引の観点から利益相反が懸念される企業 （保険取引上位100社 or 保険販売上位10社） ② 当社役職員の兼務先（当社の常勤の役職員が社外取締役に就任している企業） ③ その他利益相反の観点等から必要と認められた企業（（例）不正会計や経営陣の内紛といった注目度の高い不祥事等が発生している企業） <p>➤ 上記、①～③の何れかに該当し、当社の議決権行使精査要領に抵触（精査）した議案</p> </div>
開催	年3回程度

<スチュワードシップ諮問委員会の社外委員構成>

(五十音順)

氏名	本委員会での活動状況
今井 和男 (虎門中央法律事務所 弁護士) (当社社外取締役)	委員長として足もとの世の中の動きや注目議案に関して各委員の意見を引出すなど、議論活性化に尽力いただき、対話や情報開示の質など当社スチュワードシップ活動の高度化に向けた有益なご意見をいただいている。 (出席3回/開催数3回: 100%)
尾崎 安央 (早稲田大学 法学学術院 教授)	E (環境)・S (社会) 対話を含む日本生命としての対話活動のあり方へのご意見に加え、議決権行使判断時に検討すべきポイントなど、会社法の専門家としての視点から有益なご意見をいただいている。 (出席3回/開催数3回: 100%)
武井 一浩 (西村あさひ法律事務所 弁護士)	対話活動の高度化や情報開示の充実に向けたご意見に加え、不祥事案発生企業との対話時の確認ポイントや、E (環境)・S (社会) の中でも気候変動や人的資本をテーマとする対話で重視する点など、先進的な視点から有益なご意見をいただいている。 (出席3回/開催数3回: 100%)
柳川 範之 (東京大学大学院 経済学研究科・経済学部 教授)	当社スチュワードシップ活動の情報開示の高度化、世の中の価値観が変化する中でのE (環境)・S (社会) 対話に関する活動のあり方など、幅広い視野で有益なご意見をいただいている。 (出席3回/開催数3回: 100%)

これまで開催したスチュワードシップ諮問委員会では、主に以下のテーマについて議論を行い、社外委員の方々から、貴重なご意見・ご指摘をいただいております。

なお、重要議案の事前審議においては、当社の議決権行使に関して利益相反の懸念はないことを確認しております。

<スチュワードシップ諮問委員会の主な議論内容> (2021/7~2022/6)

第14回 (2021年9月開催)

主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書の内容、議決権行使精査要領の改正について ・国内社債のスチュワードシップ活動取組みについて ・議決権行使結果の開示について ・利益相反の検証について
主な議論内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スチュワードシップ活動報告書2021(案)や議決権行使精査要領の改正、E(環境)・S(社会)含む足もとの環境変化を踏まえた対話、国内社債のスチュワードシップ活動取組みについて議論を行い、社外委員の方々から広範なご意見をいただきました。 ・利益相反管理の観点から、議決権行使について、保険等の取引に影響を及ぼしていないか検証を実施し、検証結果の報告を行いました。

第15回 (2022年3月開催)

主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・重要議案への当社対応方針について ・E(環境)・S(社会)をテーマとする対話の取組強化方針について
主な議論内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の賛否判断は合理的で、利益相反を疑われる議決権行使は行われていないことを確認しました。 ・E(環境)・S(社会)をテーマとする対話の取組強化の方向性について議論を行い、社外委員の方々から広範なご意見をいただきました。

第16回 (2022年6月開催)

主なテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・重要議案への当社対応方針について ・業種毎に重視するE(環境)・S(社会)テーマの見直しについて
主な議論内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の賛否判断は合理的で、利益相反を疑われる議決権行使は行われていないことを確認しました。 ・不祥事発生企業等や課題セクターとの対話について議論を行い、社外委員の方々から広範なご意見をいただきました。 ・業種毎に重視するE(環境)・S(社会)テーマの見直しについて議論を行い、社外委員の方々から広範なご意見をいただきました。

(5) スチュワードシップ活動の各プロセス

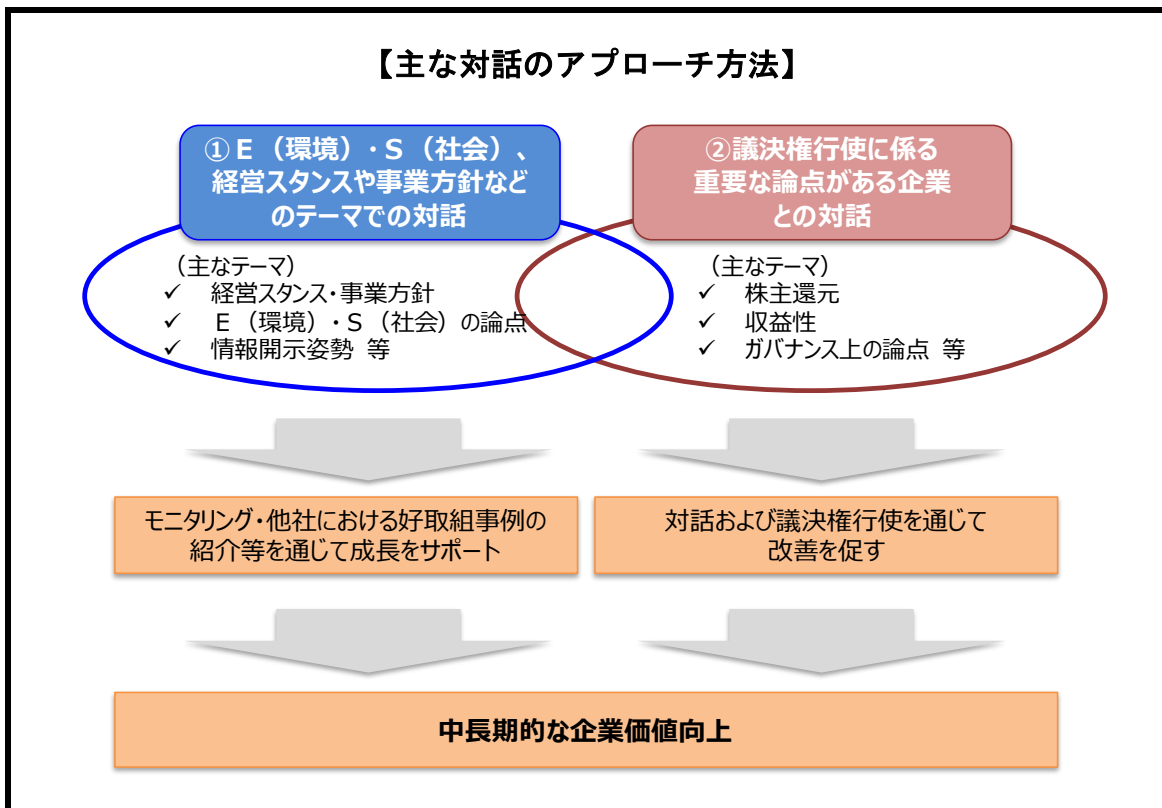
(I) 対話のプロセス

当社では、投資先企業との対話において、主に以下の 2 つのアプローチによって、企業価値向上に向けた建設的な対話を行っております。

- ① E（環境）・S（社会）、経営スタンスや事業方針などのテーマでの対話
- ② 議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話

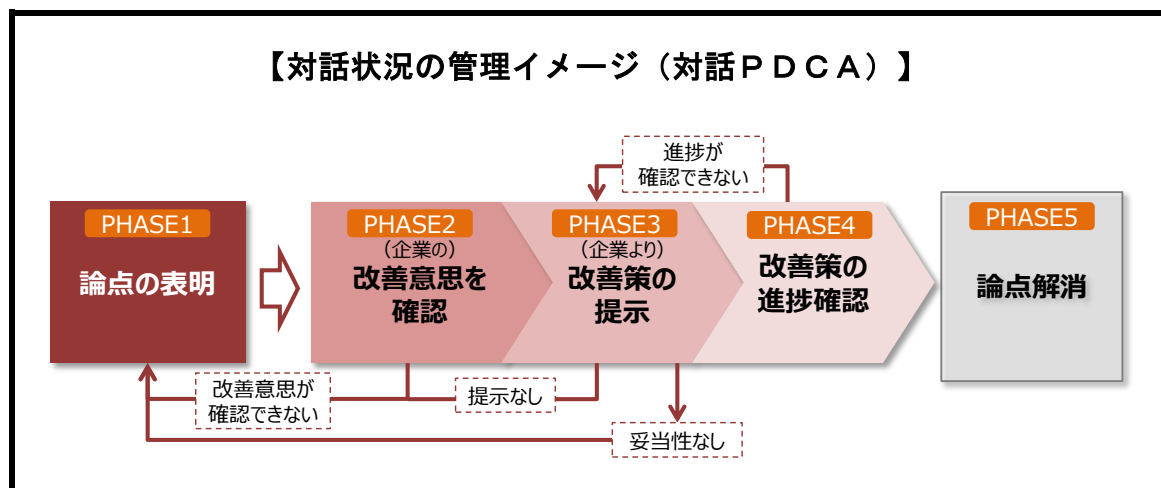
E（環境）・S（社会）、経営スタンスや事業方針などのテーマでの対話においては、株式・社債ともに企業の様々な取組みに対して深く理解するとともに、状況を注意深くモニタリングし、情報提供等を通じて企業の持続的な成長をサポートしてまいります。

株式投資では議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話において、論点のある企業に、対話の中で論点を共有するとともに、中長期的な視点で論点の解消に向けた取組みをサポートしてまいります。



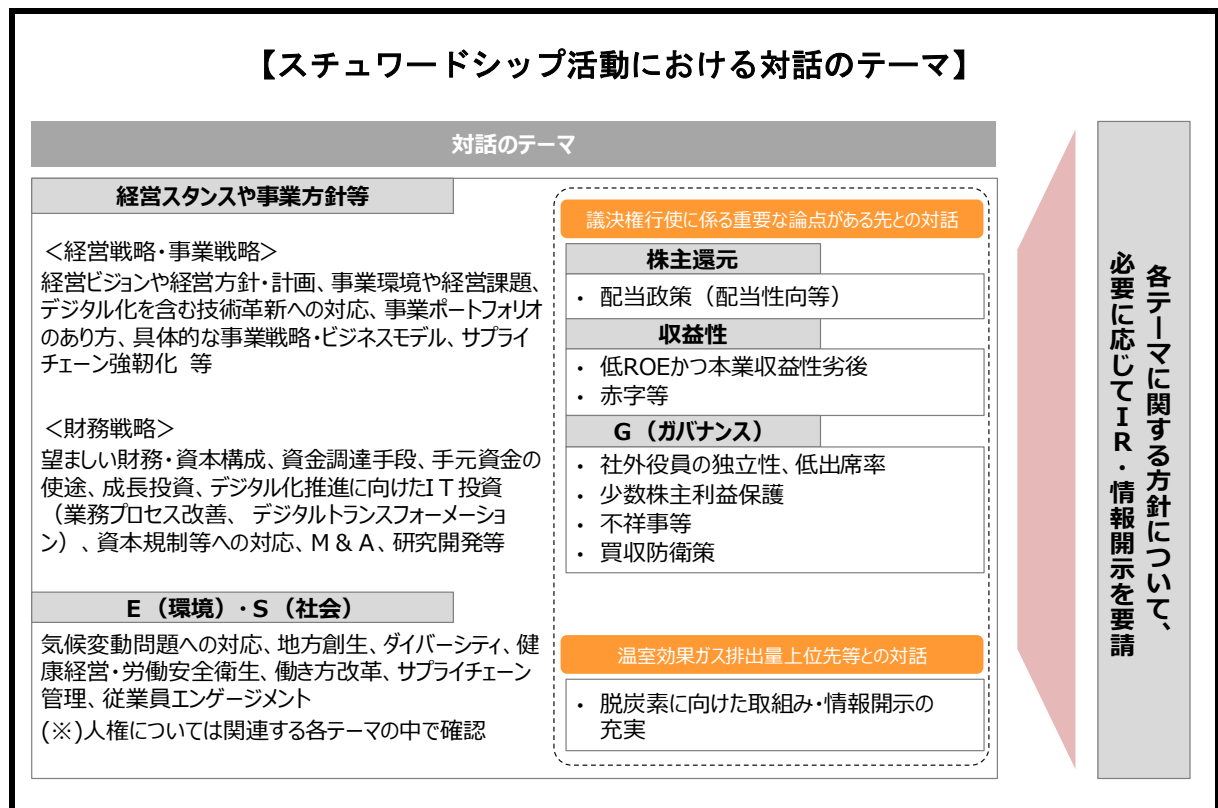
当社では、スチュワードシップ活動を通じて投資先企業の中長期的な企業価値向上に貢献していくうえで、対話内容をPDCAの観点から継続的に振り返りつつ、対話の実効性を高めていく必要があると考えております。

そこで、議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話については、当社の考え方や論点を伝えることにより、認識を共有すると共に、改善意思を確認することから始め、改善策の進捗状況の確認も含め、論点の解消に向けた対応状況のフェーズ管理を実施しております。



（Ⅱ）対話のテーマ

当社では、経営スタンスや事業方針、E（環境）・S（社会）への取組状況などの共通テーマに加え、各社の状況を踏まえ株主還元・収益性・G（ガバナンス）・脱炭素に向けた取組みなどについて個別に対話を実施いたします。また、対話にあたっては、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応を行ってまいります。



（ⅰ）経営戦略・事業戦略

【主な対話テーマ】

中長期的な経営ビジョンや経営方針・計画、事業環境や経営課題、デジタル化を含む技術革新への対応、事業ポートフォリオのあり方、具体的な事業戦略・ビジネスモデル、サプライチェーン強靱化 等

投資先企業が、明確な経営ビジョンのもと、事業環境や経営上の諸課題を踏まえて、持続的な利益成長や中長期的な企業価値向上に資する経営戦略を策定、実行していることを確認します。

(ii) 財務戦略

【主な対話テーマ】

望ましい財務・資本構成、資金調達手段、手元資金の使途、成長投資、デジタル化推進に向けたIT投資（業務プロセス改善、デジタルトランスフォーメーション）、資本規制等への対応、M&A、研究開発 等

投資先企業が、財務面の健全性に配慮しながら、過度に余剰な資金・自己資本を抱えることなく、設備投資やデジタル化推進に向けたIT投資、M&A、研究開発等に資金を有効活用し、持続的な成長に繋がっていることを確認します。

(iii) E（環境）・S（社会）

【主な対話テーマ】

気候変動問題への対応、地方創生、ダイバーシティ、健康経営・労働安全衛生、働き方改革、サプライチェーン管理、従業員エンゲージメント

<環境（E）>

経済成長と地球環境の両立は、企業活動の前提となる持続可能な社会に必要なことであると考えており、投資先企業に対し、自社の活動が直接・間接的に環境に及ぼす影響を把握し、企業活動や製品のライフサイクル全体でエネルギーや資源の使用効率を高めるなど、負の影響があれば最小化していく取組みを期待しています。

こうした観点から、自社の中長期的な企業価値に影響を与える環境課題をどのように認識しているか、またそのようリスクへの対応や事業機会につなげるための取組みなどについて確認します。

<社会（S）>

企業が中長期的な競争優位やビジネスモデルを維持していくためには、株主だけでなく、従業員や取引先・顧客、地域社会といった全てのステークホルダーとWin-Winの関係を築くことが重要だと考えており、投資先企業に対し、全てのステークホルダーとの共生を目指し、自社の活動の一部が直接・間接的に社会問題の解決や社会に価値を提供する取組みを期待しています。

こうした観点から、自社の価値観にもとづいて、社会課題をどのように戦略に組み込み、ステークホルダーとの関係をどのように構築していくのか、などについて確認します。

(iv) 株主還元

【主な対話テーマ】

株主還元の基本方針、望ましい配当性向の水準、自社株買いについての考え方 等

投資先企業が、企業価値向上に向けた成長投資・研究開発等への資金配分を行ったうえで、適切な株主還元を行っていることを確認します。あわせて、自社株買いの推進や金庫株の消却などについても提案する場合があります。

(v) 収益性

【主な対話テーマ】

グローバルな競争環境、コスト構造、生産性向上に向けた取組、資本コスト、ROE、ROA 等

投資先企業が、経営戦略の遂行を通じて事業の競争力を高め、多様なステークホルダーに対する価値創造と収益性の向上を両立させることで、短期的にはなく中長期的に持続可能な形で資本コストを上回るROEを実現し、企業価値の持続的な向上に努めていることを確認します。

(vi) G (ガバナンス)

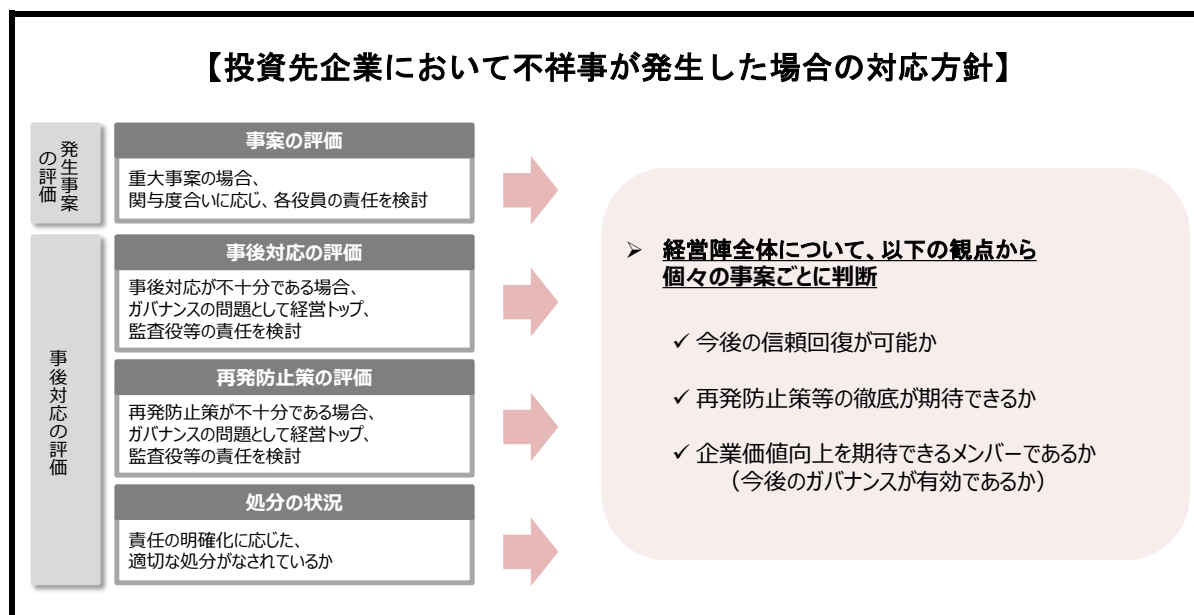
【主な対話テーマ】

コーポレートガバナンス態勢のあり方、不祥事への対応、環境・社会問題への対応 等

投資先企業の中長期的な企業価値向上に資する経営の礎として、有効かつ適切な形でコーポレートガバナンスが機能していることを確認します。

具体的には、持続的に企業価値を高めることができるガバナンスの仕組みとなっているか、経営戦略を実行するうえで課題解決にふさわしい経営陣や取締役が適時・適切に選任され、成果に応じた評価がなされるという一連の仕組みが組織として継続的に機能するようPDCAプロセスが確立されているかといった視点から確認するとともに、コーポレートガバナンス・コードへの形式的な対応のみならず、実効的なコーポレートガバナンス態勢の構築に向けた対応を要望することがあります。

また、投資先企業における不祥事等については、発生事案の評価、事後対応の評価という観点から以下のとおり個別に対応を行っています。



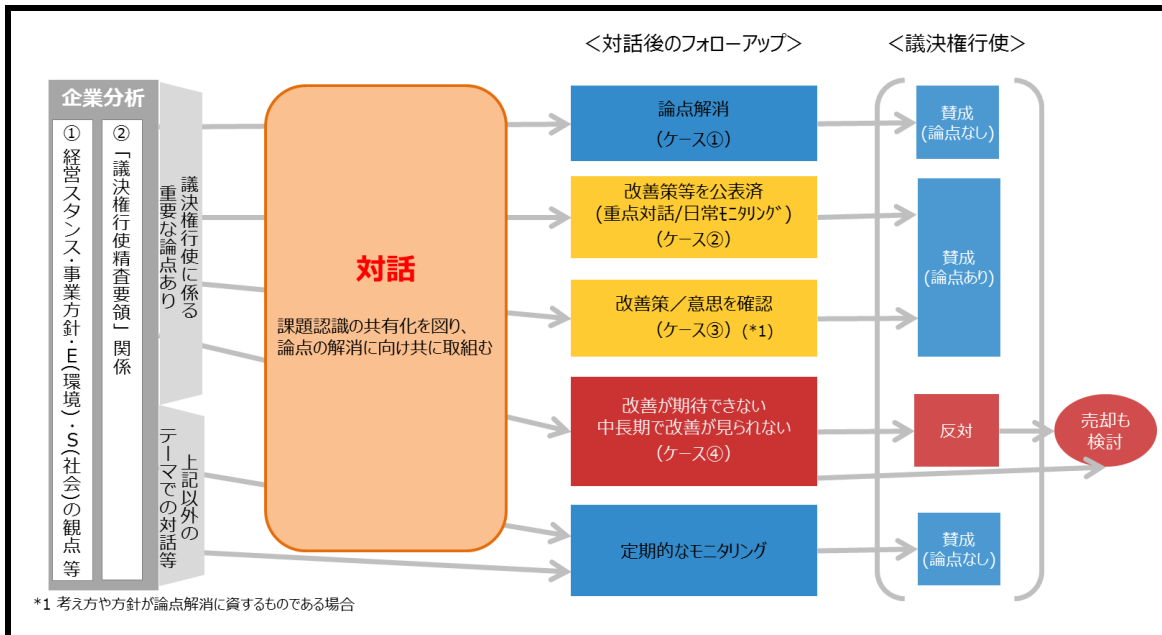
(vii) I R ・ 情報開示

【主な対話テーマ】
 経営計画や業績・株主還元目標等の開示、E S Gに関連した非財務情報の開示、統合報告書の作成・公表、投資家の理解促進に向けた I R 活動 等

投資先企業が、法制度等で求められる義務的な開示にとどまらず、投資家の理解促進に向け、経営計画や業績・株主還元の具体的な数値目標、非財務情報などを積極的に情報開示していることを確認します。

(Ⅲ) 対話のアプローチと議決権行使や投資判断への反映

当社の対話においては、企業の様々な取組みを深く理解するとともに、状況を注意深くモニタリングし、情報提供等を通じて企業の持続的な成長を支援してまいります。また、議決権行使に係る重要な論点のある企業には、対話の中で課題認識を共有するとともに、論点の解消に向けた取組みをサポートしてまいります。議決権行使においては、画一的に賛否判断するのではなく、対話を通じて把握した個別企業の状況を十分に検討したうえで、賛否を判断します。

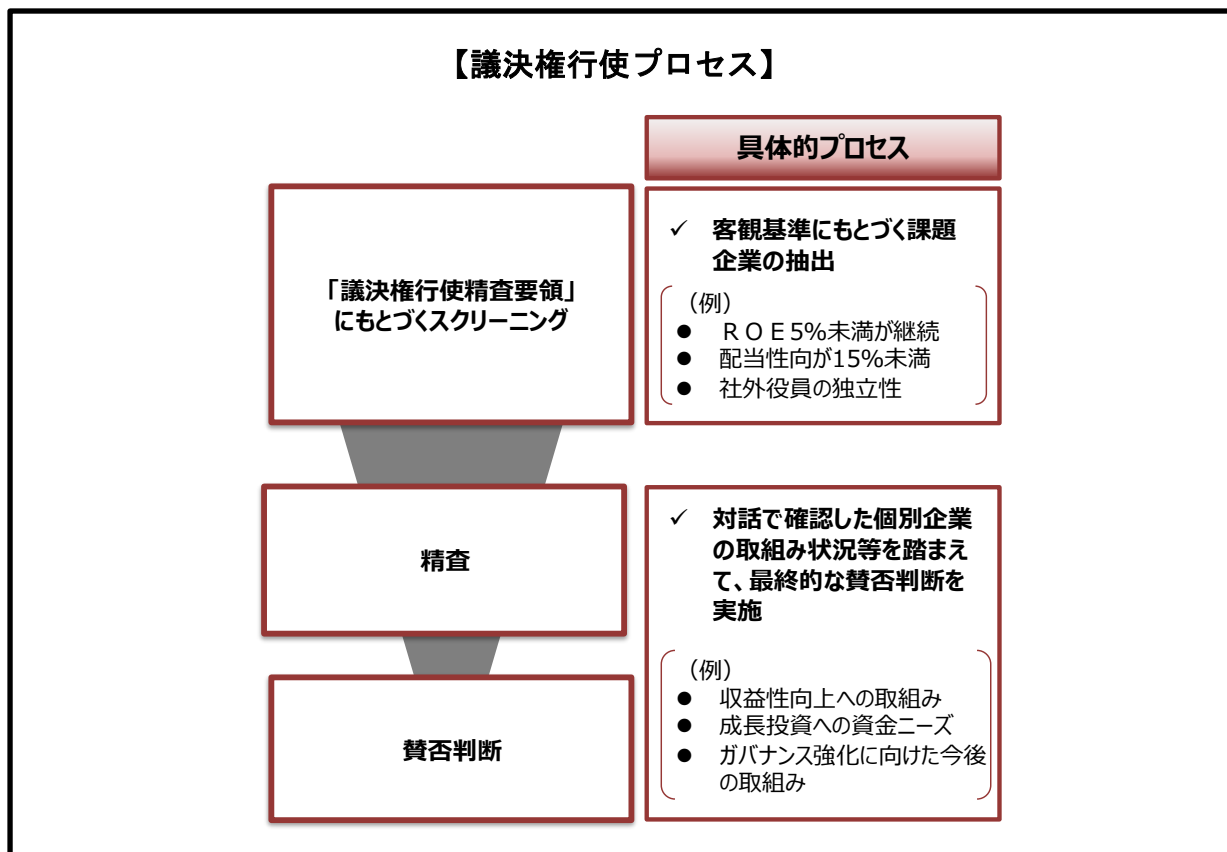


(IV) 議決権行使プロセス

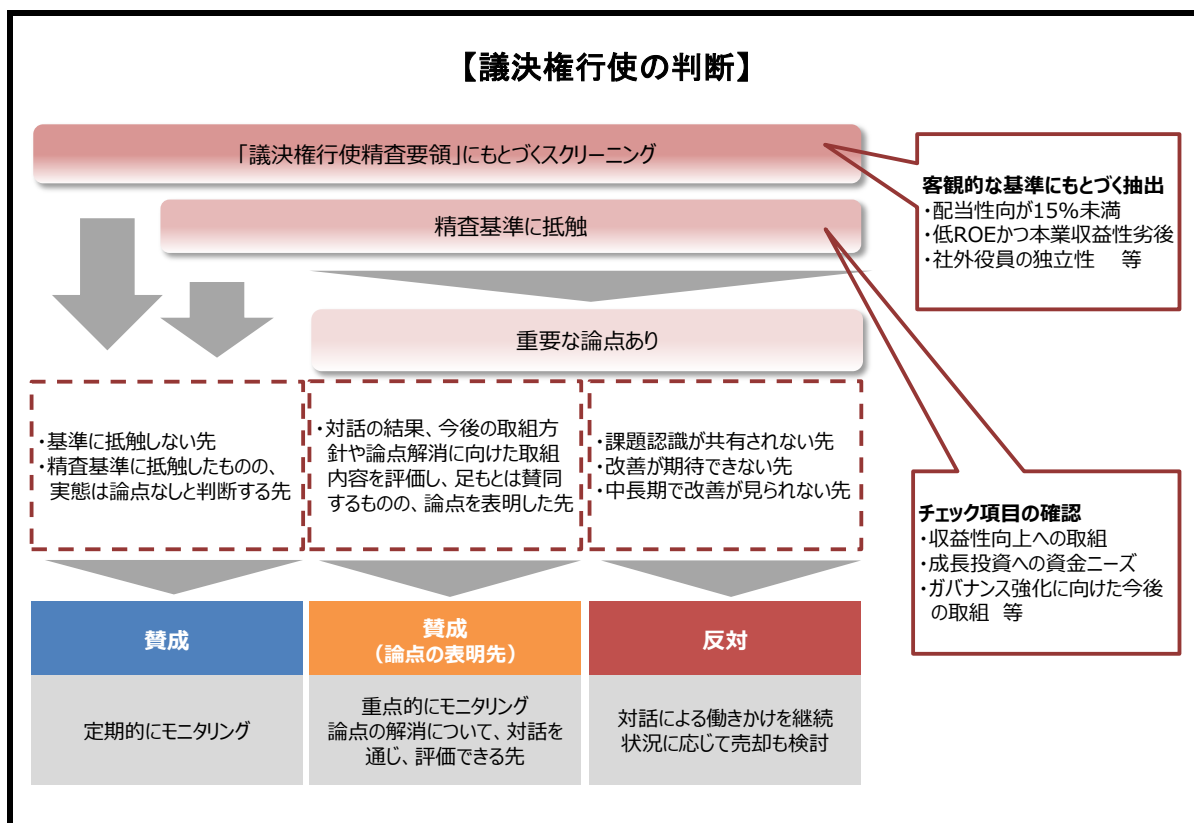
当社は、実効的なスチュワードシップ活動を実践していくために、議決権行使助言会社等を利用することなく、全ての投資先企業に対して、以下のプロセスで自ら適切に議決権を行使しております。

具体的には、企業と中長期的な視点から企業価値向上に向けた建設的な対話を実施すると共に、過去の対話結果や客観基準等により議決権行使に係る重要な論点のある企業の抽出を行い、当社の考え方やスタンス、論点を伝えるとともに、改善に向けた助言や状況のモニタリングを実施しております。

また、各企業の株主総会に向け、「議決権行使精査要領」で直近の議決権行使に係る重要な論点を確認し、過去の対話結果や必要に応じてその後の対応状況を確認する等、個社の状況を踏まえたうえで、個別議案の賛否判断を行っております。



議案の賛否判断にあたっては、定型的・短期的な基準のみで画一的に判断するのではなく、中長期的な企業価値向上という観点から、個別企業の状況や改善に向けた取組状況等を十分に検討したうえで、次ページの図に示すようにきめ細かく判断いたします。



<賛成の考え方（議決権行使に係る重要な論点なし）>

「議決権行使精査要領」に照らして基準に抵触しない企業や、抵触はしたものの精査の過程で論点がないと判断された企業に対しては、議案に賛成し、その後、フォローアップする論点が新たに発生していないかを定期的にモニタリングしてまいります。

<議決権行使に係る重要な論点の表明の考え方>

議決権行使に係る重要な論点があると判断される企業に対しては、当社より論点を表明し、企業と当社が課題認識を共有できるか、企業に論点解決に向けた意思があるか、といった点を確認しております。対話を通じて、論点解決に向けた取組方針が明確であること、もしくは、それまでの取組内容が妥当なものであると理解できること等から、評価できると判断する場合には、その段階では議案に賛成とし、その後の状況を重点的にモニタリングしつつ、必要に応じて追加の対話を行い、進捗状況を確認しながら改善を促してまいります。当社では、こうしたプロセスを経ることで、論点が解消していくことを目指しております。

<反対の考え方>

企業との対話を通じて、企業と課題認識を共有できない場合や、論点解決に向けた前向きな行動が期待できない場合、中長期にわたり改善が見られない場合には、議案に反対とし、状況に応じて株式の売却を検討してまいります。

第3章 スチュワードシップ活動の取組結果

(1) 日本版スチュワードシップ・コード制定後8年間の当社の取組み

日本版スチュワードシップ・コード（SSコード）制定後、当社では体制を強化しつつ対話と情報開示の量・質の向上に取り組んでまいりました。株主還元や収益性、ガバナンスは世の中の動向を踏まえ徐々にテーマを追加するなど取組みを継続強化しております。

また、近年企業・投資家ともに意識が高まっているE（環境）・S（社会）のテーマについても2017年より対話を継続強化しており、2021年は原則全対話先（※）とE（環境）・S（社会）のテーマを織り交ぜた対話を行いました。

（※）他テーマの対話を優先した先を除く

【日本版スチュワードシップ・コード制定後8年間の当社の取組み】

（各年は、当年7月～翌年6月の期間）

		2013年 以前	2014年 ～2016年	2017年 ～2019年	2020年 ～2021年	これまでの総括 (2022年現在)
			SSコード制定 (2014/2～)	SSコード改訂 (2017/5～)	SSコード再改訂 (2020/3～)	
			コーポレートガバナンス・コード (CGコード) 制定 (2015/6～)	CGコード改訂 (2018/6～)	CGコード再改訂 (2021/6～)	
体制 強化	スチュワードシップ 従事者(うち専管者)	5名 [2013]	7名[2015] ※2016年より専管者2名配置	14名(4名) [2018]	17名(7名) [2021]	現在18名 (8名)
	スチュワードシップ 諮問委員会			設置 (2017年)	利益相反管理強化・活動の高度化等	体制を強化しつつ 活動の量・質を向上
対話先数		307社 [2013]	548社[2015]	758社[2018] ※2019年より国内社債 の活動も開始	749社[2021]	
議決権 行使 精査 要領 の拡充	株主還元	配当性向等				企業の意識の高まりや取 組みの進捗により株主還 元、収益性、ガバナンス のいずれの論点も着実に 改善
	収益性	業績不振等 低ROE等(2015年～)				
	G (ガバナンス)	不祥事等 社外取締役不在、社外取締役の独立性(2017年～) 取締役の出席率(2015年～) 少数株主利益保護(2019年～) 世の中の動向を踏まえ、徐々にテーマを追加				
E(環境)・S(社会)の対話				E(環境)：2018年より気候変動の取組みを深化 S(社会)：対話テーマを順次追加		更なる取組強化
情報 開示	活動報告書の充実		公表開始 8事例 [報告書(2014)]	対話や議決権行使の個別事例数の拡充		124事例 [報告書(2021)]
	議決権行使結果			集計結果の開示(2017年～) 個別開示(2019年～)		今回153事例 [報告書(2022)] 継続強化 SS活動の紹介冊子を公 表(2021年～*)

(*) 2021年6月から当社スチュワードシップ活動のポイントをまとめた紹介冊子（日本生命のスチュワードシップ活動について）を公表。



紹介冊子の内容については、以下URLをご参照ください。

https://www.nissay.co.jp/kaisha/otsutaeshitai/shisan_unyou/ssc/pdf/stewardship-katsudo202206.pdf

(2) 2021年の活動結果 (2021年7月～2022年6月)

(1) 対話の実施状況

2021年(2021年7月～2022年6月)は、749社・延べ1,197回の対話を実施いたしました。(対前年+2社、+69回) そのうち、株主還元や収益性、コーポレートガバナンスなど議決権行使に係る重要な論点がある企業とは全件対話。主に社外役員の独立性や少数株主利益保護の論点が解消して減少する一方で、今期より場所の定めのない株主総会を開催可能とする定款変更議案が上程されたこと等により、対話数は384社・延べ558回、論点ベースで418件となりました。(対前年▲12社、+2回、▲29件) また、E(環境)・S(社会)のテーマを織り交ぜた対話を継続強化し、635社・延べ894回実施しました。(対前年▲37社、+31回) なお、投資先の温室効果ガス排出量の約8割を占める排出量上位先など74社とは気候変動を主要テーマとした対話を実施しました。

【対話活動結果 (2021年)】

(カッコ内は前年比)	社数	対話数 (*2)	重要な 論点数	論点		件数	
							前年比
総対話先 *1・2	749社 (+2社)	延べ 1,197回 (+69回)	—	株主還元 /配当性向	81件	▲10件	
議決権行使 に係る重要な論点 がある先 *3	384社 (▲12社)	延べ 558回 (+2回)	418件 (▲29件)	収益性	低ROEかつ 本業収益性劣後	158件	+21件
					赤字等	55件	
					ガバナンス等	買収防衛策	2件
社外役員の 低出席率	15件						
社外役員の 独立性	19件						
少数株主 利益保護	37件						
不祥事その他	13件						
場所の定めのない 株主総会*5	38件	+38件					
E(環境)・S(社会)に 係る対話実施先 *4	635社 (▲37社)	延べ 894回 (+31回)					
うち気候変動を主要 テーマとした対話	74社 (+3社)	同左					

*1 株式保有時価の8割超の占率 *2 国内社債における対話72回を含む
*3 1社で複数の重要な論点がある先を含む

*4 総対話先のうち114社とは議決権行使判断のみを目的とする対話を行ったため、E(環境)・S(社会)対話を実施せず

*5 場所の定めのない(バーチャルオンリー)株主総会を開催可能とする定款変更(災害など非常時のみの開催を想定する場合は除く)

（Ⅱ）議決権行使に係る重要な論点がある企業の期末時点の状況

＜2021年の論点解消状況＞

当社は対話を通じて重要な論点を解消することを目指しております。

2021年（2021年7月～2022年6月）に重要な論点があった418件のうち、対話を通じた企業との課題認識共有や企業の取組進捗等により、1年後には122件・29%の論点が解消しました（ケース①）。論点未解消先のケース②～③等は2022年も対話を継続し、論点の解消に向けた取組みをサポートしてまいります。

特にケース②は改善策等を広く公表済みの企業ですが、当社としても企業が論点解消に責任を持って取り組むうえでも改善策等を対外公表することは望ましいと考えており、低収益企業に対しては、改善策等の公表をはたらきかけ、まずケース②への移行を目指します。これらの企業については、今後も重点対話の継続を通じて、改善の進捗を見守ってまいります。ケース④は、改善が期待できないもしくは中長期で改善が見られないと判断した先となっております。

引き続き、重要な論点がある先と中長期的視点での建設的な対話を継続することで、論点の解消に向けた取組みをサポートしてまいります。

【重要な論点があった先（2021年）の対話後の論点解消状況・論点解消率】

議決権行使に係る重要な論点	論点数	論点解消（ケース①）	改善策等を公表済（重点対話/日常モニタリング）（ケース②）	改善策/意思を確認（ケース③）*1	改善が期待できない、中長期で改善が見られない（ケース④）	
株主還元/配当性向	81件	21件	14件	33件	13件	
収益性	低ROEかつ本業収益性劣後	158件	38件	27件	79件	14件
	赤字等	55件	27件	—	16件	12件
ガバナンス等	買収防衛策	2件	1件	—	—	1件
	社外役員の低出席率	15件	11件	—	1件	3件
	社外役員の独立性	19件	3件	—	2件	14件
	少数株主利益保護	37件	20件	—	5件	12件
	不祥事その他	13件	1件	6件	4件	2件
	場所の定めのない株主総会	38件	—	—	38件	—
計	418件	122件	47件	178件	71件	

対話を通じた企業との課題認識共有や企業側の取組進捗等により、重要な論点が解消

“論点解消を目指す”

対話を継続。なお低収益企業に対しては、改善策等の公表をはたらきかけ、まずケース②への移行を強く促します

議決権行使での反対等

*1 考え方や方針が論点解消に資するものである場合

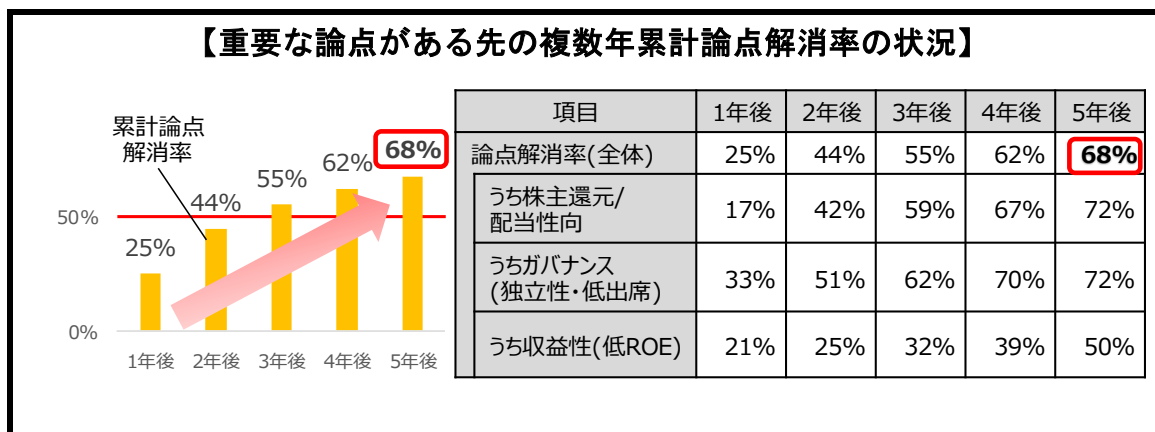
*2 2021年から定款変更議案の上程が始まった「場所の定めのない株主総会」の論点を除くと解消率は32%

当社の対話取組をご理解いただくために、「資料①：対話及び議決権行使の事例集（1）対話の事例」（P1～50）に、上記表のケース毎に対話事例を説明しております。

<複数年経過後の累計論点解消率>

2017年時点（2017年7月～2018年6月）で重要な論点があった先について対話を継続した結果、5年経過後には累計で約7割が論点解消しております。

特に企業の意思決定により改善できる株主還元やガバナンスは7割超が論点解消しております。企業の意思決定だけでは改善が困難な収益性（低ROE）の論点は、継続的な対話を通じてROE改善計画の開示要望や進捗確認を行い、企業の取組みを後押しすることで毎年着実に改善し、5割が論点解消しております。

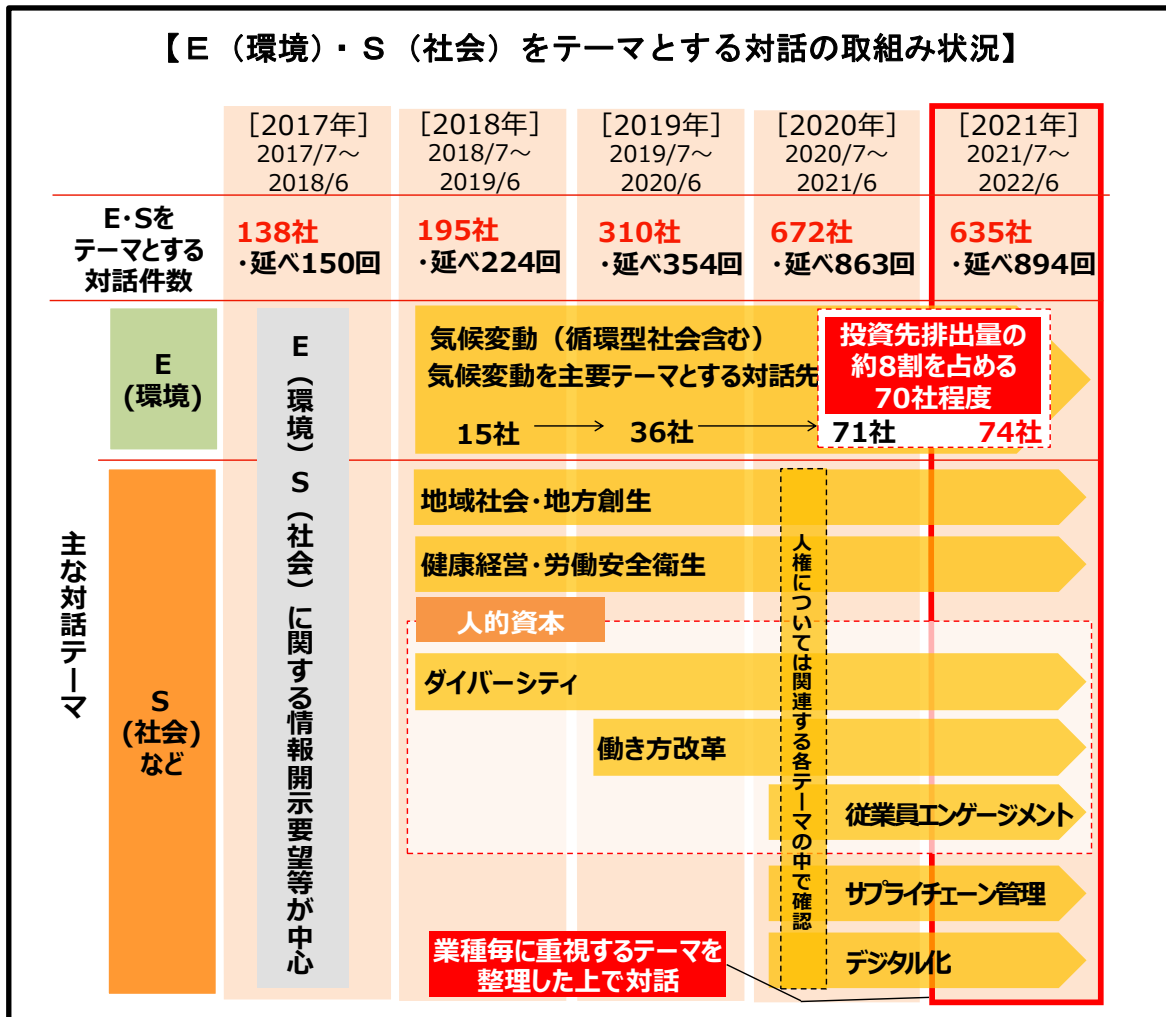


(Ⅲ) E（環境）・S（社会）をテーマとする対話の取組み状況

2017年よりE（環境）・S（社会）をテーマとする対話を継続的に強化しており、2021年は635社とE（環境）・S（社会）のテーマを織り交ぜた対話を実施しました。

E（環境）については、気候変動のテーマの重要性が特に高く、業種を問わず多くの企業と対話を実施しております。気候変動を主要テーマとする対話は、2018年より排出量上位業種の大企業を対象に開始し、2020年以降、投資先排出量の約8割を占める70社程度を対象としております。

S（社会）については、2018年より企業を巡る環境変化も踏まえ、対話テーマを順次追加し、2020年からは幅広いテーマで情報収集/先進事例の紹介に取り組みました。2021年は予め当社で整理した業種毎に重視するテーマや世の中の動向等も踏まえ、対話を継続強化しております。



予め当社で整理した業種毎に重視するテーマや世の中の動向等も踏まえ対話した結果、特に①気候変動、②人的資本のテーマについては、業種問わず多くの企業と対話を実施しました。③サプライチェーン管理のテーマについては、主に自動車等の製造業や商社等の企業と対話を実施しました。

【E（環境）・S（社会）のテーマ別対話状況（2021/7～2022/6）】

70%超 30%超～70%以下 30%以下 当該テーマで対話を実施した企業の割合を区分（白地は実施先なし）

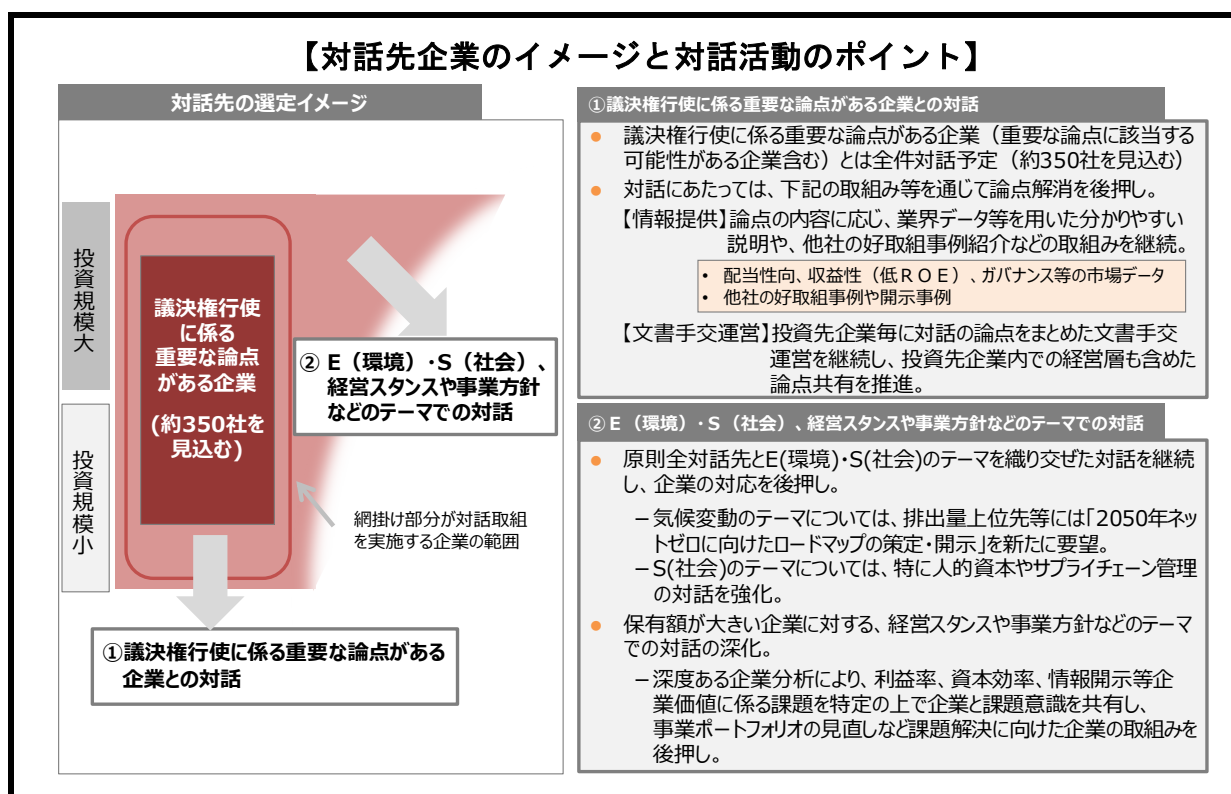
	E（環境）	S（社会）など					その他E・Sテーマ※2
	① 気候変動	② 人的資本 ※1	③ サプライ チェーン管理	地域社会 地方創生	健康経営 労働安全衛生	デジタル化 (DX)	
合計							
製造業	食料品						
	製紙・ガラス						
	化学・繊維						
	医薬品						
	エネルギー						
	鉄鋼・非鉄						
	電機・機械						
	自動車						
	その他製造業						
	非製造業	建設・不動産					
電力・ガス							
運輸・物流							
情報通信							
商社・卸売							
小売							
金融							
サービス							

※1「人的資本」は「ダイバーシティ」「働き方改革」「従業員エンゲージメント」といったテーマを含む
 ※2「その他E・Sテーマ」は循環型社会、水資源、廃プラスチック、食品ロス等

第4章 スチュワードシップ活動の取組方針(2022年7月～2023年6月)

(1) 全体像

2022年(2022年7月～2023年6月)も、①議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話、②E(環境)・S(社会)、経営スタンスや事業方針などのテーマでの対話の2点を継続強化してまいります。



新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、議決権行使において考慮すべき重大な要素の1つとして捉えておりますが、「スチュワードシップ活動の基本的な考え方」に記載の通り、議決権行使においては画一的な判断ではなく、対話を通じ個別企業の状況等を踏まえた上で判断しており、今後もその考え方に変更はございません。従って、今後は収益性が低下する企業や内部留保を優先する企業の増加が想定されますが、対話を通じそうした要因も考慮して丁寧な判断を行うことが、中長期的な企業価値向上や企業の持続的成長に結び付くと考えております。

(2) 議決権行使に係る重要な論点がある企業との対話【収益性（低ROE）】

<対話スタンス>

収益性の論点(低ROE)未解消先は自己資本比率が高く、利益率はコロナ禍以前から低位横ばいであったため、当社では2020年の活動報告書にて収益性（低ROE）に関する当社の対話スタンスを公表し、対話を強化してきました。

<当社のスタンス公表後の振り返り>

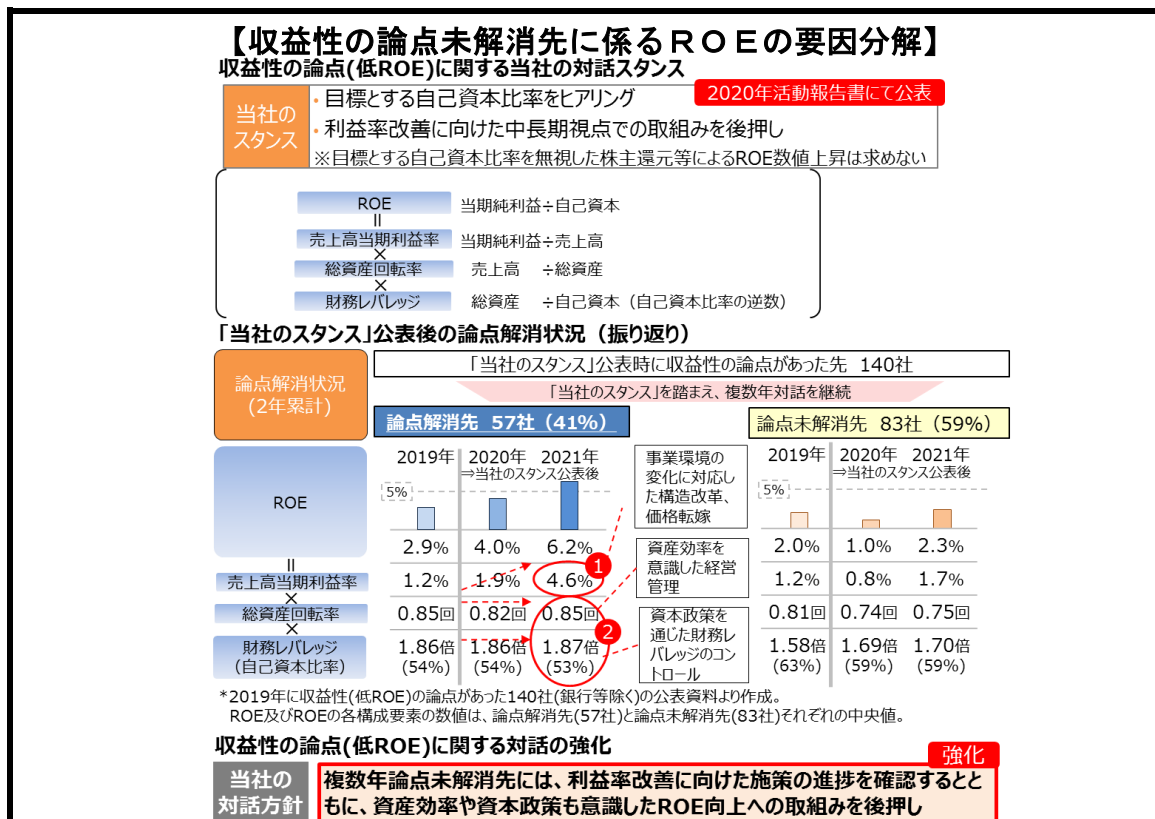
継続的な対話の成果もあり、「当社のスタンス」公表時に重要な論点があった140社のうち、2年累計で57社・41%が論点解消しました。

論点解消先は、利益率が改善(①)しており、対話でも既存事業の構造改革などを推進していることが確認できました。また、論点解消先は未解消先に比べ回転率・財務レバレッジが高く(②)、対話でも資産効率や資本政策を意識している例が相対的に多く見られました。

<今後の対話方針>

今後も「当社のスタンス」を踏まえつつ、複数年論点未解消先には、利益率に加え資産効率や資本政策も意識したROE向上への取組みを後押ししてまいります。

具体的には、中長期視点での事業モデル変革、事業ポートフォリオやコスト構造の見直し等の計画の策定・公表を要望するとともに、計画の履行状況をお聞きし、実現に向けた課題等の意見交換を行ってまいります。



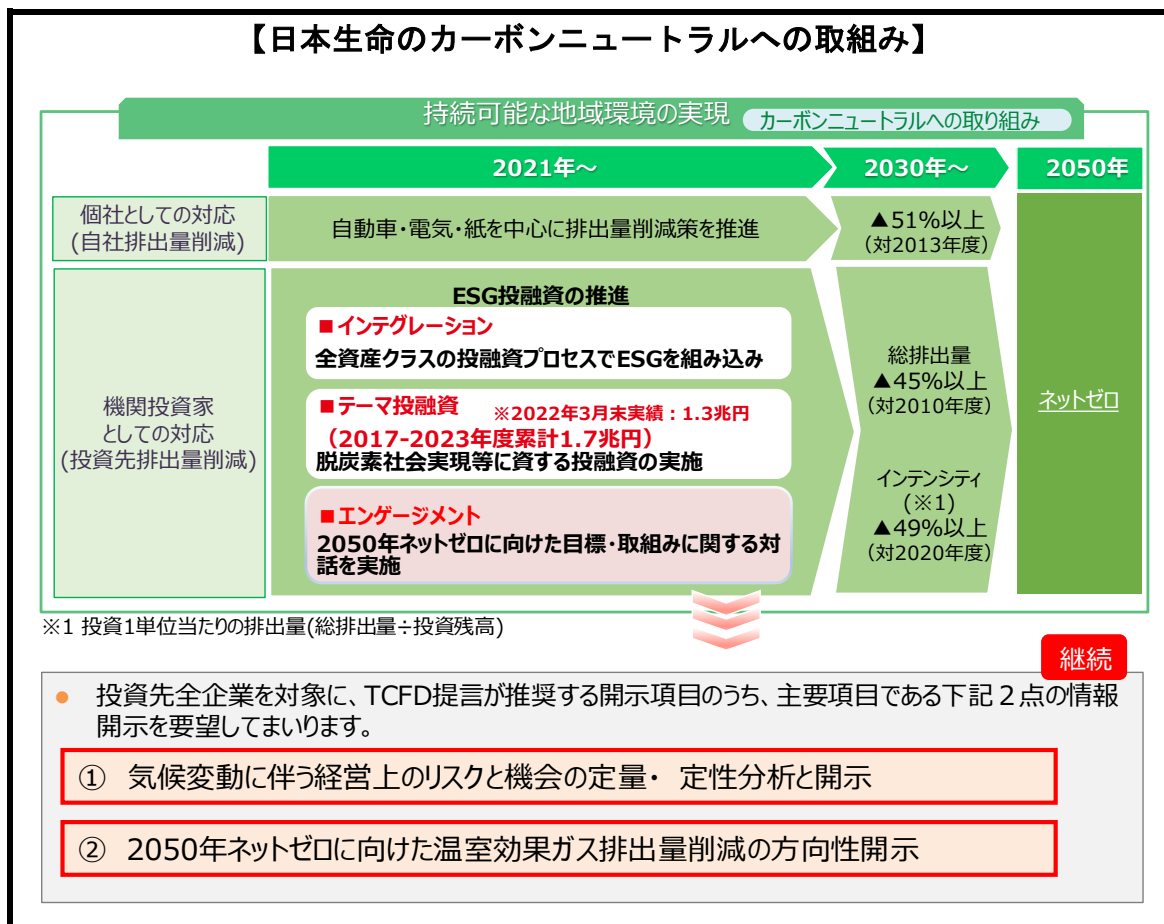
(3) E (環境)・S (社会) をテーマとする対話 (気候変動)

<2050年ネットゼロに向けた対話を継続>

当社は自社排出量及び投資先排出量を2050年にネットゼロとする長期目標、及び2030年の中間目標を設定しています。

ネットゼロ目標達成に向け、機関投資家としてはESG投融資等の取組みを推進しており、スチュワードシップ活動においても、気候変動をテーマとする対話を継続強化しております。

特に2020年より投資先全企業を対象とした2点の情報開示要望を公表し、対話を通じて企業の気候変動問題に関する取組みを後押ししております。

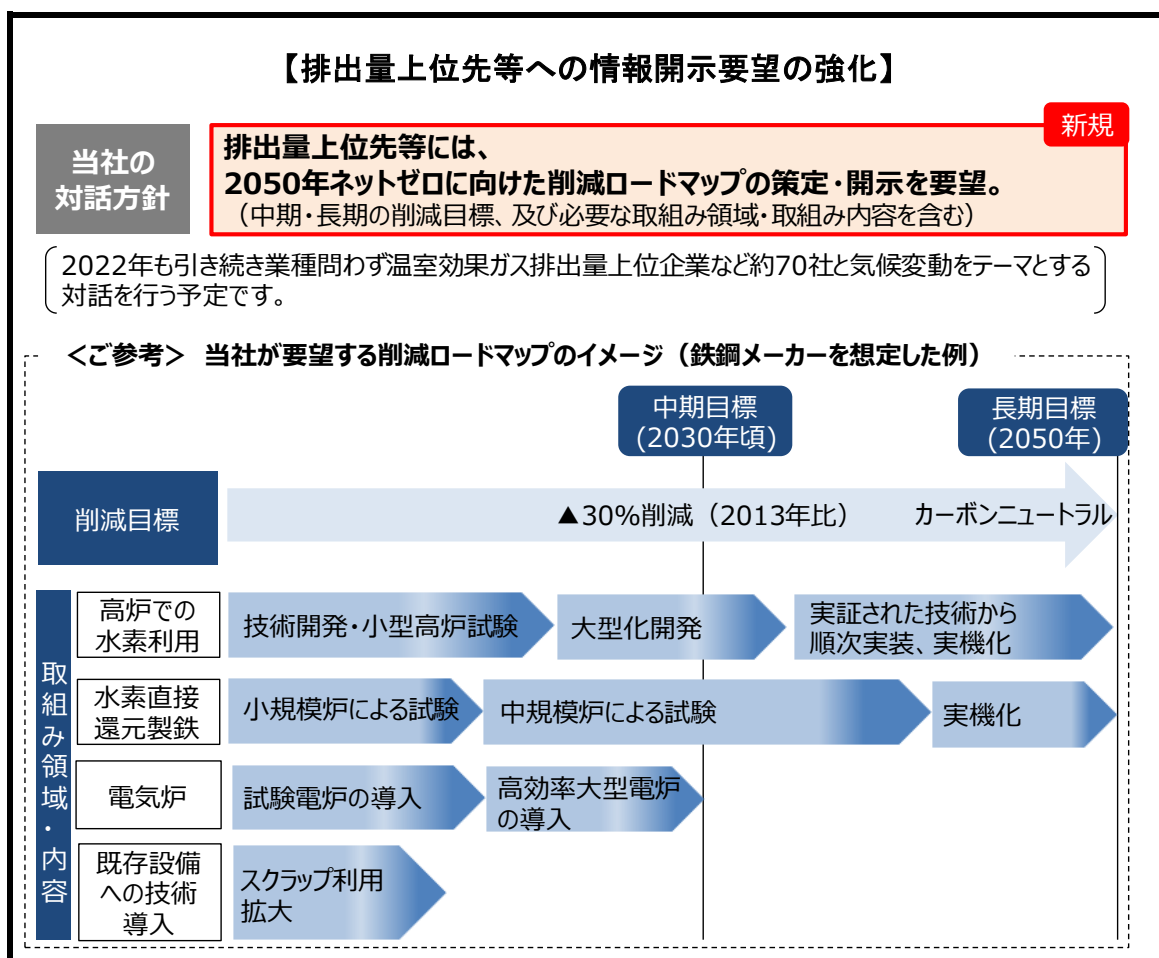


＜排出量上位先等への情報開示要望の強化＞

投資先排出量の約 8 割を占める排出量上位先等は、前ページに記載した 2 点の情報開示要望（①リスクと機会、②排出量削減の方向性）について全社が対応済みです。

今後は、「2050 年ネットゼロに向けたロードマップの策定・開示」を新たに要望すると共に、対話を通じて取組み内容毎の進捗状況や中期・長期目標達成の蓋然性を確認してまいります。

なお、業種や企業毎に状況が異なるため、数値のみに着目した画一的な対話は行わず、企業の状況も踏まえ削減取組みを後押ししてまいります。



(4) E (環境)・S (社会) をテーマとする対話 (人的資本)

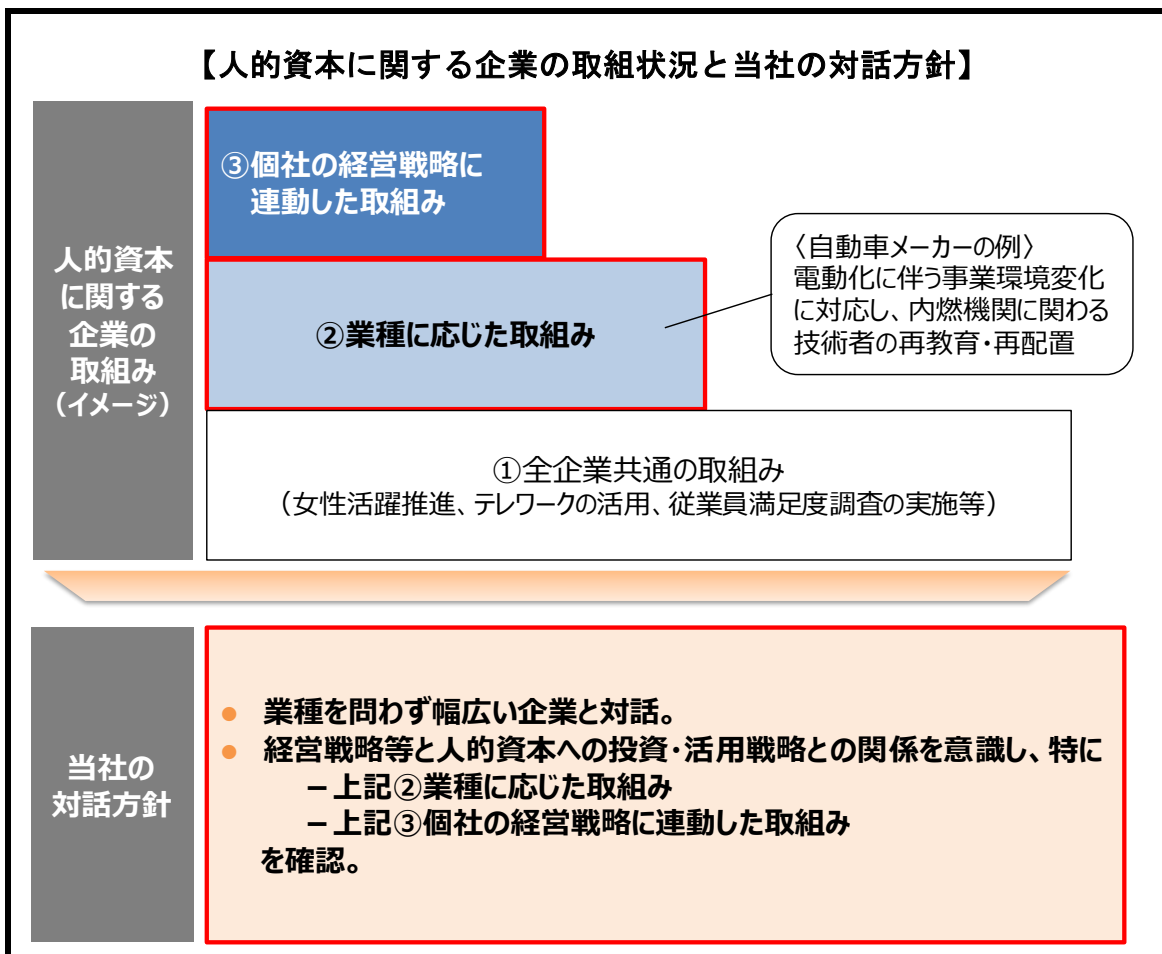
<企業の取組状況>

企業価値向上に繋がる人的資本をテーマとする取組みは、①全企業共通の取組み・②業種に応じた取組み・③個社の経営戦略に連動した取組みの3種類に分類されると考えます。

<当社の対話方針>

人的資本の開示は①に留まるケースが多いため、経営戦略等との関係を意識し、特に②や③を対話で確認することが重要と考えております。

人的資本は企業価値向上につながる特に重要なテーマであると考えていることから、業種を問わず幅広い企業と経営戦略等との関係を意識した対話を行い、情報収集/先進事例の紹介を通じ、企業の取組みを後押ししてまいります。



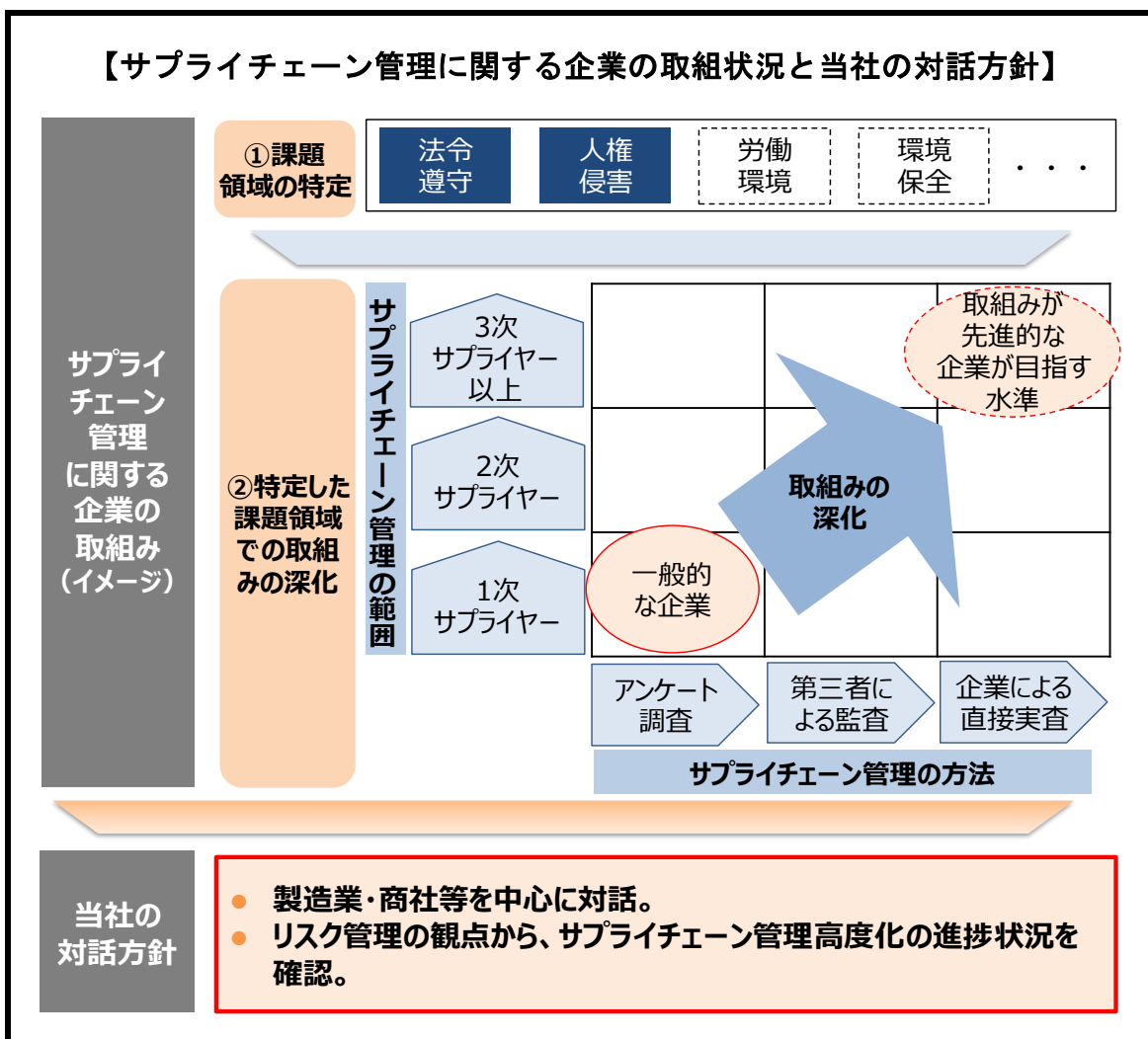
(5) E (環境)・S (社会) をテーマとする対話 (サプライチェーン管理)

<企業の取組状況>

サプライチェーン管理のテーマについて、企業は、①事業特性を踏まえ課題領域を適切に特定した上で、②特定した課題領域での取組みの深化に取り組んでいます。

<当社の対話方針>

今後も製造業・商社等を中心に、リスク管理の観点から、サプライチェーン管理高度化の進捗状況の定期的な確認・先進事例の紹介を継続してまいります。



第5章 議決権行使結果（2021年7月～2022年6月）

2021年（2021年7月～2022年6月）の議決権行使は、対象企業（会社提案ベース）は1,467社、会社提案に1件以上反対した企業は80社となりました。また、会社提案5,756議案、株主提案212議案について議決権を行使し、会社提案に反対した議案は102議案となりました。

その結果は、反対比率1.8%（前年比+0.0%）となりました。

【議決権行使の状況（企業数ベース・会社提案）】

	対象企業数	論点なし (賛成)	重要な論点がある企業数			反対比率
			賛成	反対	棄権	
合計	1,467社	1,232社	235社	155社	80社	5.5%

【会社提出議案及び株主提出議案に対する議決権行使の状況】

会社提案	議案数 (①)	論点なし (賛成)	重要な論点がある議案数			反対比率(②/①)		
			賛成	反対(②)	棄権		前年比	
取締役の選解任(*1)	1,853	1,631	222	161	61	0	3.3%	+0.3%
うち業績低迷・低配当性向	190	0	190	151	39	0	20.5%	-
うち社外役員(独立性・低出席等)	16	4	12	1	11	0	68.8%	-
うち少数株主利益保護	20	0	20	8	12	0	60.0%	-
うち不祥事等	5	1	4	3	1	0	20.0%	-
監査役の選解任(*1)	679	674	5	2	3	0	0.4%	▲0.0%
うち社外役員(独立性・低出席)	6	1	5	2	3	0	50.0%	-
会計監査人の選解任	47	47	0	0	0	0	0.0%	+0.0%
役員報酬(*2)	596	572	24	20	4	0	0.7%	+0.5%
うち業績低迷・配当性向	23	0	23	19	4	0	17.4%	-
退任役員の退職慰労金の支給	95	79	16	11	5	0	5.3%	+0.8%
うち業績低迷・配当性向	16	0	16	11	5	0	31.3%	-
剰余金の処分	1,002	969	33	24	9	0	0.9%	+0.0%
うち配当性向	34	1	33	24	9	0	26.5%	-
組織再編関連(*3)	24	24	0	0	0	0	0.0%	+0.0%
買収防衛策の導入・更新・廃止	47	39	8	5	3	0	6.4%	+4.1%
うち業績低迷	7	0	7	5	2	0	28.6%	-
うち企業価値を毀損するスキーム	1	0	1	0	1	0	100.0%	-
その他資本政策に関する議案(*4)	35	29	6	1	5	0	14.3%	+9.7%
定款に関する議案	1,378	1,329	49	37	12	0	0.9%	▲1.9%
うち剰余金処分の取締役会授權	22	11	11	0	11	0	50.0%	-
その他の議案	0	0	0	0	0	0	0.0%	+0.0%
合計	5,756	5,393	363(*5)	261	102	0	1.8%	+0.0%
	(社数ベース合計)	(1,467社)	(1,232社)	(235社)	(155社)	(80社)	(5.5%)	

株主提案	議案数			棄権
	賛成	反対		
	212	1	211	0

*1 親議案ベース
*2 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
*3 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
*4 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等
*5 重要な論点がある議案数比率は6.3%

当社の議決権行使の判断基準をご理解いただくために、「資料①：対話及び議決権行使の事例集（2）議決権行使の判断事例」（P51～74）に、上記表の重要な論点がある議案のうち賛成・反対した双方の判断事例を対比して、主な議案の種類ごとに説明しております。

第6章 日本版スチュワードシップ・コードの諸原則への取組と自己評価

原則1	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
-----	---

当社の取組 : コンプライ

当社は、生命保険契約というご契約者との長いお約束を守り、より多くの配当を長期・安定的にお支払することを使命とし、資産運用に取り組んでおります。

運用する資産はご契約者からお預かりした保険料の集積であり、一般的に生命保険契約では一定の運用利回りをご契約者に保証していることから、こうした資産特性や生命保険事業の使命・公共性をふまえ、投資にあたっては長期的な視点で、安全性・収益性・流動性・公共性を勘案しております。

株式・社債投資におきましても、長期保有を前提とした投資を行い、中長期的視点での建設的な対話取組を実施しながら、投資先企業の企業価値向上の果実を、中長期にわたる安定的な株主還元や株価の上昇、社債の安定的な元利償還といった形で享受することを、投資の基本的な考え方としております。

したがって、当社のスチュワードシップ活動においては、長期投資を行う機関投資家として、投資先企業と相互に信頼関係を構築しながらWin-Winの関係のもとで、ともに中長期的な観点から企業価値向上に取り組むことが望ましいと考えており、環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて企業の発展に寄与・貢献し、企業価値向上の果実を享受するとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを目指しております。

当社では、こうしたスチュワードシップ活動への考え方や取組方針をまとめた「スチュワードシップ活動の基本的な考え方」を策定し公表しております。詳細につきましては、「第2章(3) 当社のスチュワードシップ活動の基本的な考え方」(P8)をご参照ください。

原則1 自己評価	<ul style="list-style-type: none">✓ 2020年3月の再改訂版スチュワードシップ・コードの内容を踏まえ、当活動報告書を毎年更新し、2022年9月にホームページにて公表しております。✓ 上記の「スチュワードシップ活動の基本的な考え方」にもとづき適切に対応しており、今後も必要があると判断した場合には、適宜見直しを実施してまいります。
-------------	---

原則 2	機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
------	--

当社の取組 : コンプライ

当社は、保険業法等の定めに従い、利益相反管理方針を定め、ご契約者の利益の保護に万全を尽くすため、ご契約者の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理する体制を整備しております⁸。

特に、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る主な類型として、以下のようなケースを特定し、適切に対応しております。

- (1) 保険契約等の取引が多い投資先企業への議決権行使にあたって、保険契約等への影響を考慮し、賛否判断が歪められる懸念がある事象
- (2) 代理店として保険販売が多い投資先企業への議決権行使にあたって、保険販売への影響を考慮し、賛否判断が歪められる懸念がある事象
- (3) 当社役員・従業員が取締役を兼務している投資先企業への議決権行使にあたって、賛否判断が歪められる懸念がある事象

利益相反の防止に向け、営業部門と資産運用部門を分離し、保険取引関係等の有無に関わらず、資産運用部門が独立して判断を行う態勢を構築しております。また、上記で特定した利益相反が生じ得る類型に該当する投資先企業については、2017 年度に新設した、社外委員を過半とする「スチュワードシップ諮問委員会」において、利益相反の観点から事前の審議・答申を経ることにより、議決権行使プロセスのガバナンス強化や利益相反管理態勢の高度化を図っております。詳細につきましては、「第2章(4)当社のスチュワードシップ活動の体制」(P 11～15)をご参照ください。

当委員会は、当該分野に精通する社外委員から当社のスチュワードシップ活動全体にわたる幅広い助言を得ることを特徴としており、当社のスチュワードシップ活動を一層充実させ、より効果的なものにするべく努めてまいります。

加えて、当社の議決権行使においては、利益相反管理の観点から、当社と保険取引が多い企業や代理店としての保険取扱高が多い企業等の議案を重要議案と定め、そのうち議決権行使精査要領に抵触した議案について、事前に審議を行っております。また、議決権行使後にも、利益相反管理の観点から、保険取引等に影響を及ぼしていないか検証を実施しております。

⁸ 当社の利益相反管理方針については、以下URLをご参照ください。
<http://www.nissay.co.jp/info/rieki.html>

なお、当委員会の設置や委員の選定にあたっては、取締役会で議論し決議しております。また、当委員会での審議内容は必要に応じ、取締役会に報告しております。

原則2 自己評価	<ul style="list-style-type: none">✓ 当社では、利益相反管理方針を定めており、特に、スチュワードシップ活動において、重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る主な類型を特定し、適切に対応しました。なお、利益相反が生じ得る主な類型については必要に応じ、適宜見直しを実施してまいります。✓ 2017 年度に新設した、社外委員を過半とする「スチュワードシップ諮問委員会」において、重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る主な類型にもとづき抽出した投資先企業の議案の賛否案等について、利益相反の観点から事前の審議・答申を経ることにより、議決権行使プロセスのガバナンス強化や利益相反管理態勢の高度化を継続的に図っております。（2021 年（2021 年 7 月～2022 年 6 月）における諮問委員会は 2021 年 9 月、2022 年 3 月、2022 年 6 月に開催）。
-------------	--

原則 3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
------	---

当社の取組 : コンプライ

当社は、株式投資に係る豊富な実務経験や高度な専門知識を備えたアナリストやポートフォリオ・マネージャーのほか、対話専管人材を含むスチュワードシップ推進チームが中心となり、企業訪問や対話、実地調査、情報収集などを通じ、企業の業績や財務状況、業界動向等を把握すると同時に、企業価値に影響を与える国内外の景気動向等の外部環境についても、日々把握に努めております。社債投資においても、担当アナリストが中心となり、企業の業績や財務状況、外部環境等の把握に努めております。

また、投資先企業の株主総会における議決権行使判断を行うにあたっては、情報収集や対話などを通じ、個別企業の状況の把握に努めております。

原則 3 自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2021年（2021年7月～2022年6月）に投資先企業に対話を実施した総数は749社となりました。 ✓ スチュワードシップ専管人材を含む12名が在籍するスチュワードシップ推進チーム、5名が在籍する議決権行使チームなど合計18名がスチュワードシップ活動に従事しており、株式投資の高度な専門知識を備えたアナリストとも協働し、企業との対話や実地調査、情報収集などを通じて、企業の業績や財務状況、業界動向等の的確な把握に努め、適切にスチュワードシップ活動に取り組んでおります。 ✓ また、対話推進ミーティングを実施することで、対話専管人材やアナリスト等の複数の視点で、対話先企業の的確な状況把握に努めると共に、対話方針や好取組事例の共有を図っております。 ✓ 社債投資においても、担当チーム5名が企業の的確な状況把握に努めるとともに、国内株式の対話の視点もふまえながらスチュワードシップ活動を行っております。 ✓ 中長期の機関投資家として持続的な企業の成長を支援していく観点から、ESG等、非財務情報を含めた的確な状況把握に努めると共に、対話先企業のリスクへの対応や事業機会に繋げる為の取組みを引き続きサポートしてまいります。
--------------	--

原則 4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
------	---

当社の取組 : コンプライ

当社は、投資先企業との環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を通じて企業の発展に寄与・貢献するとともに「安心・安全で持続可能な社会」を実現することを目指しております。

対話にあたっては、株式・社債ともに経営戦略・事業戦略や財務戦略など、様々なテーマについてヒアリングを行い、企業の状況を把握してまいります。また、株式投資においては、議決権行使に係る重要な論点がある企業に対しては、当社の考え方や論点を伝えることにより、課題認識の共有化と論点の解消に向けた取組みをサポートしております。さらに、中長期的な視点にもとづき、P D C Aの観点から対話の履歴を継続的に振り返りつつ、対話の成果を確認しております。

このほか、生命保険協会として日本の株式市場活性化に向けて、1974年から48年間にわたり継続して提言活動⁹を実施しております。当該活動では、企業と投資家に対しアンケート調査を実施し、業界としての提言を発信しているほか、アンケートに協力いただいた企業と投資家、及び東証一部上場¹⁰の全企業に対して調査結果を送付しております。

当社は、当該調査への参画を通じ、企業と投資家の認識相違の分析・把握に努めており、投資先企業との対話をより建設的なものとするよう努めております。

当社では投資先企業の企業価値向上に向けて、年間スケジュール（「第2章（4）－（I）全体像」（P12）参照）に沿って非常に多くの時間と人的資源を投入してスチュワードシップ活動に取り組んでおります。今後も、対話の新たな視点等を随時採り入れながらP D C Aを継続的に実施して建設的な対話の実効性を高めつつ、人材育成にも取り組むことで、スチュワードシップ活動の一層の充実に努めてまいります。

なお、投資先企業との建設的な対話に資すると判断される場合においては、他の機関投資家と協働して対話を行うことなども検討してまいります。

⁹当該活動の詳細については、以下URLをご参照ください。

<https://www.seiho.or.jp/info/category/news/opinion-securities/>

¹⁰ 2022年4月発行のアンケート調査結果は、2022年3月8日時点の東証一部上場企業に送付しています。

原則 4
自己評価

- ✓ 2021年（2021年7月～2022年6月、以下同様）は749社・延べ1,197回の対話を実施しました。（対前年+2社、+69回）そのうち、株主還元や収益性、コーポレートガバナンスなど議決権行使に係る重要な論点がある企業とは全件対話を実施し、当社の考え方や論点を伝えることにより、課題認識の共有化を図ると共に、引き続き論点の解消に向けた取組みのサポートに努めました。また、中長期的な視点にもとづき、対話管理システム（XNETサービス）を活用して対話PDCAを強化し、対話の履歴やその後の企業の状況を継続的に確認してまいりました。
- ✓ またE（環境）・S（社会）の対話は2017年より強化中であり、特に企業価値への影響等の観点で重要な気候変動のテーマは2018年から対話を開始・継続強化し、2021年は74社と対話を行いました。社債投資においても、72回対話を行っており、テーマ型債券の発行やE（環境）・S（社会）を含む非財務情報の開示充実をはたらきかけました。
- ✓ このように、投資先企業の中長期的な企業価値向上と「安心・安全で持続可能な社会」の実現に繋がる対話の実施に努めており、引き続き適切に取り組んでおります。
- ✓ なお、他の機関投資家と協働対話取組みとしては、生命保険協会のスチュワードシップ活動ワーキングへの参加11社で書簡による協働エンゲージメントを実施しております。
- ✓ 2022年（2022年7月～2023年6月）は、重要な論点がある先に対して、情報提供や文書手交運営を通じて、論点解消に向けたはたらきかけを行うとともに、E（環境）・S（社会）のテーマを織り交ぜた対話も継続強化してまいります。

原則 5	機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
------	--

当社の取組 : コンプライ

当社は、全ての保有株式について、議決権行使助言会社等を利用することなく、自ら適切に議決権を行使しております。また、個別議案への賛否判断を行うにあたっては、定型的・短期的な基準のみで画一的に判断するのではなく、建設的な対話を通じて把握した個別企業の状況や改善に向けた取組状況等を十分に検討したうえで、相応の時間と人的資源を投入し、きめ細かく判断しております。

具体的には、議決権行使精査要領にもとづく定量・客観的なスクリーニングを行い、基準に抵触した議案に対して画一的に賛否判断を行うことなく、一社一社対話を行うことで状況の把握に努め、議決権行使に係る重要な論点がある企業に対しては、対話を通じて認識の共有を図り、改善に向けた取組が期待できるかを確認いたします。また、単年度の個別議案への対応にとどまることなく、複数年度にわたり継続的なフォローアップを行い、改善を促すことを重視しております。賛否判断にあたっては、継続的なモニタリングや過去の対話における取組方針の実現状況等も踏まえ、議案ごとに丁寧にきめ細かく判断を行っておりますが、課題認識の共有が図られない場合や企業の取組に変化が見られない場合等には、議案に反対としたり、株式の売却を行ったりしております。議決権行使プロセスの詳細につきましては、「第2章（5）－（IV）議決権行使プロセス」（P23～24）をご参照ください。

<貸株取引に関する方針>

当社は、運用収益拡大を目的とした貸株取引を行う可能性がありますが、議決権にかかる権利確定日をまたぐ貸株取引は慎重に実施し、取引を行う場合も貸出限度を定めて限定的に行い、議決権の確保に留意いたします。

原則 5
自己評価

- ✓ 個別議案への賛否判断を行うにあたっては、定型的・短期的な基準のみで画一的に判断するのではなく、建設的な対話を通じて把握した個別企業の状況や改善に向けた取組状況等を十分に検討したうえで、論点の解消について評価できる先であるかという観点から、きめ細かく判断しました。
- ✓ 議決権行使結果については、集計表開示に加え、個別投資先企業ごと及び議案ごとの議決権行使結果、各議案の賛否判断理由について、開示を実施しており、今後も四半期毎に結果開示を実施していく方針です。
- ✓ さらに、当社の議決権行使の判断に対する予測可能性を高める観点から事例を抽出し、その判断の経緯と結果を対比する形で開示しております。また、「議決権行使精査要領」については、各議案に対する当社の基本的考え方や基準の内容等を詳細に開示し、当社の議決権行使に関する予測可能性を高めるために各議案に対する賛否判断の考え方の例を開示しております。
- ✓ このように、当社では、議決権行使に関して、適切に対応しております。
- ✓ なお、「議決権行使精査要領」については、コーポレートガバナンスを巡る議論の動向等も踏まえたうえで、毎年見直しの検討を実施してまいります。

原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
------	--

当社の取組 : コンプライ

当社のスチュワードシップ活動をわかりやすくお伝えする観点から、当文書において、当社の基本的な考え方・スタンスや、投資先企業との対話のテーマ、議決権行使のプロセスなどについて記載し、ホームページにて開示を行っております。また、対話や議決権行使における具体的な取組状況や成果・事例等については、毎年更新を行い、定期的な報告に努めております。

原則 6 自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「スチュワードシップ活動報告書」において、当社の基本的な考え方・スタンスや投資先企業との対話のテーマ、議決権行使のプロセスなどについて記載しており、透明性向上や、利益相反懸念払拭に向けて開示内容を継続的に充実させてきております。 ✓ さらに、対話や議決権行使における具体的な取組状況や成果・事例等については毎年更新を行うなど、定期的な報告に努めることで、引き続き、分かりやすい開示や開示内容の充実に努めてまいります。
--------------	---

原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
------	---

当社の取組 : コンプライ

当社経営陣は、投資先企業の持続的成長に資する環境・社会の要素も考慮に入れた建設的な対話を行うための体制整備を行い、スチュワードシップ活動にかかわる人材・陣容の充実を図っております。

日本株投資を専門に担当する部署を設置するとともに、株式投資に係る豊富な実務経験や高度な専門知識を備えた人材及びスチュワードシップ活動を行う専管人材を配置しており、こうした専門性の高い人材が、日々の実務や各種研修会への参加、勉強会の実施などを通じ、一層の能力向上を目指して、日々研鑽に努めております。

社債投資においても、豊富な実務経験や高度な専門知識を備えた担当アナリストが、日々の実務等を通じ、研鑽に努めております。

専管人材の増員や人材育成などによる体制強化を通じ、機関投資家としての更なる「実力」向上に努めるとともに、投資先企業との建設的な対話について、質・量の両面から一層強化してまいります。

また、当該分野に精通する「スチュワードシップ諮問委員会」の社外委員から当社のスチュワードシップ活動全体にわたる幅広い助言を得ること等を通じ、スチュワードシップ活動の改善、ならびに、活動の一層の充実を目指してまいります。

こうしたスチュワードシップ諮問委員会での議論や助言の内容を含め、スチュワードシップ活動全般にわたって当社経営陣は認識を共有しており、今後もスチュワードシップ活動の実行に経営陣が重要な役割・責務を担いつつ取組を推進してまいります。

<p>原則7 自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スチュワードシップ専管人材を含む12名が在籍するスチュワードシップ推進チーム、5名が在籍する議決権行使チームなど合計18名がスチュワードシップ活動に従事しており、各種研修会への参加、勉強会の実施、海外へのトレーニー派遣などを通じて、体制整備、専門人材育成の両面から適切に取り組むと共に、対話推進ミーティングを実施し、好取組事例や対話ノウハウの共有を図っております。 ✓ 社債投資においては、担当チーム5名を中心にスチュワードシップ活動を行っており、日々の実務等を通じ、研鑽に努めております。 ✓ さらに、スチュワードシップ諮問委員会の社外委員の方々からのE（環境）・S（社会）のテーマを含むスチュワードシップ活動全体にわたる助言等を通じ、活動の改善や一層の充実を図っています。 ✓ 今後も、スチュワードシップ活動のPDCAを継続し、企業との対話の質・量の両面を一層強化してまいります。
---------------------	---

原則 8	機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベスト・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである
------	--

当社の取組 : 適用対象外

原則 8 自己評価	✓ 当社は議決権行使助言会社等の機関投資家向けサービス提供者に該当しないため、適用対象外
--------------	--

以 上